

【資料】

リビアン・アメリカン石油会社事件

—リビア国有化事件仲裁判断—

川 岸 繁 雄

一九六八年六月一四、二五日ウィーンで開催された第一六総会において、石油輸出国機構は特に天然資源に対する永久的主権を不可譲の権利として普遍的に承認した一九六六年一月二十五日の国連総会決議二一五八（XXI）に言及して、加盟国が事情変更原則に基づき合理的な参加を取得することをその基本的な石油政策として初めて正式に勧告した。そして、それ以降この参加原則はその法的、経済的、技術的側面と実施方法をめぐって石油輸出国機構において検討された。特に、一九七一年七月一二日、一三日ウィーンで開催された第二四総会において、石油輸出国機構は加盟国の参加権を確認するとともに、直ちに既存の石油コンセッションに参加する実効成する手段と時期について見解を異にしたため、それらは石

リビアン・アメリカン石油会社事件 川岸

（七一）七一

的な実施措置をとることを決議し、その実効的参加の基準を作成するためにiran、イラク、クウェイト、リビア、サウジアラビアの代表よりなる閣僚委員会を設置した。⁽²⁾九月二二日、石油輸出国機構はペイルート臨時総会において、その閣僚委員会が提出した参加基準を審議し、それに従つて全加盟国が実効的参加を達成するため個別的なし集団的に石油会社と交渉することを決議した。そして、石油輸出国機構はこの交渉が失敗した場合に共同行動を通じて実効的参加を達成する手続を決定しなければならないとした。このように、石油輸出国機構の全加盟国がこの参加概念を支持したがそれを達成する手段と時期について見解を異にしたため、それらは石

油会社と交渉する個別国家ないし国家集団の裁量に委ねられることとなつた。⁽⁴⁾一九七二年一月二二日、一二日ジュネーブにおいて、石油輸出国機構はサウジアラビアのヤマニ石油相を代表者として石油会社と参加問題について予備交渉を開始した。石油会社は参加原則 자체を否定しなかつたが、参加条件、特に純簿価を基礎とした参加利益に対する支払いが「部分的国有化」ないし「没収」であるとしてその提案に反対した。⁽⁵⁾しかし、石油輸出国機構は参加を達成する決意を再確認し、石油会社との参加交渉が失敗した場合加盟国が全加盟国によつて支持される「確固たる共同行動」をとることを警告した。⁽⁶⁾そして一九七二年一二月二〇日、まずサウジアラビアとアブダビがリヤドにおいて関係石油会社と参加に関する一般協定を正式に調印するに至つた。⁽⁷⁾

本件はリビアによるリビアン・アメリカン石油会社の国有化に関する仲裁である。リビア政府は石油資源の開発と經營に対する参加を主要な目標の一として規定して、伝統的なコンセッション契約をパートナーシップ契約に変型することによつて国営石油公社を通じて特定の資本シェアを取得し、参加区域の経営、開発、採掘に実効的に参加する方針を策定した。⁽⁸⁾そして、リビアが石油会社との参加交渉の開始に当たつてそ

の基礎となる一連の原則を規定し、補償は純簿価に基づかなければならぬのみならず、参加は政府が最終発言権を有する実効的参加でなければならぬとされた。⁽⁹⁾こうして、リビア政府は五一%の即時参加と純簿価による補償を参加条件として他の石油輸出国機構諸国と石油会社の集団交渉に参加することを拒否し、各石油会社と実効的の参加を個別的に交渉した。⁽¹⁰⁾その結果一九七二年九月三日、イタリア国営石油会社の子会社AGIPが最初にこの参加取引に合意した。そしてその参加協定によつて、リビア政府は自国の国営石油公社を通じて同社の五〇%を取得し、純簿価に基づく補償を取得費として支払い、会社は政府の原油取分を買戻し価格によって販売しなければならないとされた。⁽¹¹⁾しかし、リビア政府の参加取引の原型は、一九七三年八月一日政府がオクシデンタル・リビア社の「部分的国有化」を宣言し、同社が翌一二日その国有化法を承認して調印した新協定において確立された。この協定において、政府はオクシデンタル・リビア社の全権利、資産、利益の五一%を取得し同社の財産の「純資産価値」の五一%に相当する補償額一億三千五百万ドルを現金で支払うことが規定された。そして、オクシデンタル・リビア社は請負人としてとどまるが、委員長を含む二名の政府代表

と一名の会社代表よりなる三人委員会によつて經營・監督され、コンセッション協定の期間中は政府の原油取分を買戻し価格で購入することを認められた。さらにその五日後、八月一六日、オアシス・グループの独立系石油会社たるコンチネンタル社、マラソン社、アメラダ・ヘス社の三社も同じくこの五一%の国有化を受諾した。⁽¹³⁾しかし、メジャーズの国際石油会社はリビアにおけるかかる参加取引が湾岸諸国との参加協定を大きく損うと判断して、リビアが参加を達成するために国有化や生産削減などの可能なあらゆる措置をとることを警告したにもかかわらず、それを正式に受諾することを拒否した。⁽¹⁴⁾その結果九月一日、リビア政府は一方的な立法措置によつてリビアン・アメリカン石油会社、テキサコ・オヴァンズ石油会社、カリフオルニア・アジアティック石油会社など重要な石油会社九社の所有する全権利、資産、利益の五一%の所有権を国有化し、リビア国営石油公社に移譲した。⁽¹⁵⁾そして翌一九七四年二月一日、ニクソン米大統領の提唱による石油消費国のワシントン会議開催に抗議して、リビア政府は二の米国石油会社、つまりカリフオルニア・アジアティック石油会社とテキサコ・オヴァンズ石油会社が各五〇%所持するアメリカン・オヴァンズ石油会社と、リビアン・ア

メリカン石油会社のリビアにおける全権利、資産、利益などを完全に国有化し、リビア国営石油公社に移譲した。そして、これらの国有化法はいづれも国家が石油会社に対して補償を支払わなければならないとし、その補償額が上訴裁判所判事、国営石油公社代表、大蔵省代表の三名よりなる委員会によつて決定されると規定していた。⁽¹⁶⁾これに対してリビアン・アメリカン石油会社はそれらの国有化措置が政治的動機に基づき差別的かつ没収的であり違法であると主張して、コンセッション協定第二八条に基づき紛争を仲裁に付託するよう要請した。しかし、リビア政府は国有化法において補償が保証されていることを理由として全ての仲裁を拒否し、仲裁人を任命しなかつた。したがつて、一九七四年七月一日と一九七五年一月一七日リビアン・アメリカン石油会社は紛争を解決するための単独仲裁人を任命するよう国際司法裁判所長に要請した。一九七五年一月二七日、国際司法裁判所長は一九七三年九月一日と翌一九七四年二月一日に制定された国有化法の結果リビア政府との間に発生した、コンセッション一六、一七、二〇に関する係争問題を審理決定する単独仲裁人としてソブヒ・マッハマサニ博士を任命した。⁽¹⁷⁾

仲裁判所は一九七七年四月一二日の仲裁判断において、

コンセッション協定を含む契約の拘束性を確認してリビア政府の契約義務違反を判示したが、国有化によるコンセッション協定の期限前の終了との関連において、天然資源を国有化する国家の権利が主権的権利であるとし、コンセッションの諸権利それ自身の国有化も無差別で不法行為を伴わないかぎり違法でなく、不法行為とはならないと判断した。この点、テキサコ・オヴァシーズ石油会社、カリフォルニア・アジアティック石油会社対リビア政府事件において、他の仲裁裁判所はリビア政府がコンセッション協定を原状回復のかたちで特定履行しなければならないと命令することによって、国有化は十分な補償を伴うかぎり合法であるという原則を否定し、国有化が一定の条件のもとで当然に違法になると判示した。⁽¹⁸⁾しかし、本仲裁裁判所は補償が国際法上国有化の権利を行使する場合の条件であるとして、コンセッション協定の期限前の終了についても、この種の国有化は補償が支払われるかぎり不法行為を構成ないと判示した。さらに、リビア・アメリカン石油会社がそれとの関連において特に「不当利得」と「権利濫用」に言及したが、本仲裁裁判所は他の根拠が利用しえない場合にのみこれらの根拠が補助的に訴えることができるといし、本件において悪意なしし詐欺的、詐欺的あ

るいは純粹に差別的な意図が証明されていないことを理由として、その種の根拠と不法行為責任の根拠を退けている。⁽²⁰⁾また、国有化によるコンセッション協定の期限前の終了に関する契約責任についても、リビアン・アメリカン石油会社は特定履行ないし原状回復を主たる救済として請求したが、本仲裁裁判所は支配的な国際的実行に従い、かつその強制執行が事実上不可能であるということからその請求を棄却し、リビアン・アメリカン石油会社がその損失に対して「エクイティ上の補償」を取得しうるにすぎないと判示した。本仲裁裁判所によれば、国際法上原状回復は履行の可能性を条件とし、その不可能性によって阻害される。本件の場合、原状回復は国有化措置の取消を前提とするが、国有化はしばしば司法的その他のコントロールを免除される「主権の無答責」ないし「國家行為」とみなされており、かかる取消は国有化国の主権の侵害ともなる。事実、リビア政府は特に石油会社に対する一九七三年一二月八日の回状において国家主権の原則を再確認し仲裁一般を拒否した。この点、仲裁判断の執行に係る本仲裁裁判所のかかる関心は法に従つて紛争を解決する仲裁の機能からみて不適当であるという批判がある。⁽²¹⁾リビアン・アメリカン石油会社はコロンビア特別区地方裁判所に対しても

この仲裁裁判の承認と執行を求める訴訟を提起した。一九八〇年一月一八日、スミス判事はリビアがコンセッション協定の仲裁条項と準拠法選択条項に明示的に合意することによって外国主権免除法上の主権免除の抗弁を放棄したと判断して裁判所の管轄権を認めた。しかし、同判事はリビアン・アメリカン石油会社とリビアによって結ばれた石油コンセッションの契約上の権利が一九六四年対外援助法のヒッケンルーパー修正の「財産」とはみなされないのみならず、主権の無答責理論なしに国家行為理論の適用除外を規定した同修正が適用されえず、さらに国有化の過程におけるリビアの契約債務の不履行が国際法に反するとの証明がなされていないことを理由としてリビアン・アメリカン石油会社の請求を棄却した(23)。リビアン・アメリカン石油会社は、コロンビア特別区上訴裁判所に控訴したが、一九八一年三月リビア国有化法に従つてリビア政府との間に補償協定を締結し、仲裁判断を執行するための全ての法的行為を終了することに合意した。

(4) Middle East Economic Survey, 24 September 1971, p. 2.

MUDAWANAH, THE FRIEND OF LIYAM CHUA QIULI, 1973, p.

中間価格で買戻すことを義務づけられる (Ghanem, Shukri,

ヨンニツノヨノの果更意ニルハ賣事ハ西各ニ、

簿価を基礎とする。またその支払しは即金なしし合理的利率によ

た。それによれば、加盟国が取得するシェアに対する支払いは純

卷之三

1. 石油会社は将来における会社収益の割合とシナジーの区域において生産する排他的権利の終了から結果する損害賠償

とを考慮した方針がかかる取得対価を評価する唯一公平な基準であるに甘服した。

(6) Middle East Economic Survey, 30 June 1972, p. 5.

(7) Middle East Economic Survey, Supplement, 22 December 1972, p. 1. 「石油輸出国懇意會の参加政策は、ヨーロッパ諸国による國懇意會」國懇意會は、横川新「OPECのヨーロッパによる國懇意會」國懇意會外交雑誌第七十一卷第四号 昭和四十九年參照。

(8) Middle East Economic Survey, Supplement, 23 February 1973, p. 3.

(9) Middle East Economic Survey, Supplement, 14 September 1973, pp. 7-8. ヨーロッパによって参加せば比率の問題ではなく原則の問題である。したがって、参加なしに国有化に合意する余社の経営によつて最終的な発言権を有するヨーロッパによつて最も重視である。

(10) Middle East Economic Survey, Supplement, 3 November 1972, pp. 1-2.

(11) Middle East Economic Survey, Supplement, 23 February 1973, pp. 1-8. やはり余社は請負人として開拓事業等の代表なる鉱物資源余地より監督される。

(12) Middle East Economic Survey, 17 August 1973, pp. 1-5. ヨーロッパ政府の方策はヨーロッパ原油にほんじて完全に依存している独立系石油余社の抵抗を破るといつた。一九七一年、オクシデンタル社ばかりに原油生産の約九八%を依存しており、ヨーロッパにおける財産の完全な喪失はオクシデンタル社に

(13) Middle East Economic Survey, 24 August 1973, pp. 1-2. ヨーロッパ・グループの参加取扱は「任意協定」であるからなる国有化法も制定されていない。その参加協定によれば、この会社の資産の五〇%をヨーロッパ国営石油公社に移譲することを承認する声明を發表した。

(14) Middle East Economic Survey, 24 August 1973, pp. 1-2. ヨーロッパ・グループの参加取扱は「任意協定」であるからなる国有化法も制定されていない。その参加協定によれば、この会社の資産価値を基礎として、ヨーロッパ・グループ全体に対して三千四百万リラト・ド・ナール（約一億一千五百萬リラ）が一八ヵ月に亘り分割して支払われる。ヨーロッパ・グループの操作は委員長を含む二名の政府代表と一名の余社代表による経営委員会の經營と支配のもとに運営され、ヨーロッパ・グループは一定期間政府の五〇%の全原油取分を購入する権利を有する（Middle East Economic Survey, Supplement, 21 September 1973, pp. 1-10）。

(15) International Legal Materials, Vol. 13, 1974, pp. 60-63; Middle East Economic Survey, Supplement, 14 September 1973, pp. 1-16.

(16) Middle East Economic Survey, 1 March 1974, pp. i-vii; Middle East Economic Survey, 15 February 1974, pp. 2-4. たゞヨーロッパ一連の国有化措置は、ヨーロッパ鉱物資源開拓期を迎えたヨーロッパ石油産業（ヨーロッパ）石油政策第11回国卷「一九七四—五年」川田信「石油ナシナリズム」国有化の論

(上下)「世界經濟評論第一〇卷第一一、二号一九七六年參照。

¹⁷⁾ Arbitral Tribunal: Award in Dispute Between Libyan American Oil Company (LIAMCO) and The Government of the Libyan Arab Republic Relating to Petroleum Concessions (April 12, 1977). International Legal Materials, Vol. 20, 1981, p. 7. アメリカ国務省は「ノハセッショネット」の製約上の諸権利が両当事者の合意による変更されないと規定した。ノハセッショネットは製約第一六条の安定化条項に言及し、「純

「簿価」に基いて補償が国際法上の「迅速、十分、実効的補償」の基準を充たしていないのみならず、一九七四年（昭和五〇年）一月一日の国有化が公益ではなく政治的報復を動機としており、国際法上無効であり他国の承認を与えられないと抗議した（*Ibid.*, pp. 24-25）。アーヴィング・カーリーによれば、アーヴィング・カーリーによれば、アメリカ国務省はリビア政府が関係石油会社の仲裁に関する請願に応じない場合、そのことが「裁判拒否」によって別個の国際法違反を構成するとの主張した（United States: Department of State Statement on "Hot" Libyan Oil, International Legal Materials, Vol. 13, 1974, p. 774）。

¹⁸⁾ Texaco Overseas Petroleum Company and California Asiatic Oil Company v. The Government of the Libyan Arab Republic, International Law Reports, Vol. 53, 1979, pp. 422–511. Cf., Bowett, D.W., Libyan Nationalization of American Oil Companies' Assets, Cambridge Law Journal, 1978, p. 7; R. von Mehren & Kourides, The Libyan Nationalizations: Topco/Calastatic v. Libra Arbitration,

Natural Resources Lawyer, Vol. 12, 1979, pp. 419-434.
 たゞえば、国有化措置が「当然に」違法ではないか、主権的権利の行使を構成するといふことであれば、不法行為の国家責任に関する一般原則は適用されない。しかし、国有化された企業を回復する義務があると主張すれば、国有化する権利の否定になるところである (Eduardo Jiménez de Aréchaga, International Law in the Past Third of a Century, Recueil des Cours, 1978, I, pp. 298-299)。

(2) International Legal Materials, Vol. 20, 1981, pp. 61-62, 85. しかばね 案指しより
 国家の実行上国有化に対する補償義務が支持されているが、適当な補償が所有者に対して支払わなければならぬと規定した「天然資源に対する永久の主権」決議と連つて、諸国家の経済権利義務憲章では適当な補償が支払われるかどうかは国有化国の裁量に委ねられており、補償の支払いは新国際経済秩序においても法的義務とはみなされないと主張される (F.V. García-Amador, The Proposed New International Economic Order : A New Approach to the Law Governing Nationalization and Compensation, Lawyer of the Americas (University of Miami Journal of International Law), Vol. 12, 1980, pp. 28-29)。

(20) International Legal Materials, Vol. 20, 1981, pp. 60-61. たゞば、国際法上の権利濫用について詳しへば、日本知史「国際法における権利濫用の成立態様（一・二）」北大法学論集第三卷第一・二号 昭和五六年参照。

⁽²¹⁾ Ibid., pp. 62–64. Cf., Delaume, Georges [R., State Contracts and Transnational Arbitration, American Jour-

Cf., American J. 1981, pp. 148-149.

(24) Robert B. von Mehren & P. Nicholas Kourides, op. cit., p. 546.

第三部 法と救済の考察

一 コンセツションの一般的性質と保護

BP Exploration Company (Libya) Limited v. Government of the Libyan Arab Republic, International Law Reports, Vol. 53, 1979, p. 354).

International Arbitrations Between States and Foreign Private Parties: The Libyan Nationalization Cases, American Journal of International Law, Vol. 75, 1981, pp. 544-555. 確かに、前述のテキサコ・エヴァンズーズ石油会社とカリーナルニア・ト・シタティック石油会社事件において、仲裁裁判所による大回復によっての寺内賛成が認められました。

(23) Federal Supplement, Vol. 482, 1980, pp. 1175-1179.
制裁であり、以前の状態の回復が不可能ながざつにおしてのみそれは適用されえないと記録」。コント政府は法的にロハセッシュンによる認定と従ってその義務を履行しなければならないと判示した。(International Law Reports, Vol. 53, 1979, pp. 507-508)

ある。それは公共企業プロジェクトや特定の天然資源の開発プロジェクトを対象とし、当事者関係の権利義務を規定している。

コンセッションは規格化された法的形式をとり、通常、技術や財政上の規定、過大な権利や特権の行使、契約準拠法の選択や義務的な仲裁条項などに関する特別の諸条項を規定している。

コンセッション契約は公法と私法の混合的な性格を有するが、著しく契約的な性質を有している。今日学者によつて広く一般に認められているコンセッションに関する法的一般諸規則によれば、鉱業コンセッションや石油コンセッションに関するコンセッション保有者の活動は公益事業としての性格を有せず、私的なプロジェクトや事業とみなされ、一般にそのふうだあるとして契約に関する私法上の諸原則によつて規律される（V. Duez et Debeyre, *Traité de droit administratif*, No. 803 p. 606 ; et André de Laubadère, *Traité élémentaire de droit administratif*, No. 49 p. 45）。

この契約的な性質はリビアのすべての石油コンセッションに認められる。それらのコンセッションは署名された書面による協定の形式をとり、契約に用いられる通常の様式と用語を使用し、各当事者の権利義務を他の当事者の権利義務を「考慮し」かつそれとの相互主義において規定し、その改正はすべて命令的な契約上の規定に従い双方の合意によつておこなわれなければならぬ。

リビアン・アメリカン石油会社コンセッションにおいてその種の保護を保証するために、特別の規定が協定第一六条に挿入されている。同条項は一九五五年と一九六五年の石油法に付属する付則二と同一の基準条項に合わせて作成され、法的に認可された。それは改正された最終的形式において次のように規定している。

（1） リビア政府、委員会ならびに地方当局は、会社が

おこなわれた。

「のコ^{ンセシニョ}ンによつて付与されたすべての権利を享受する」とを確保するために必要なすべての措置をとる。」のコ^{ンセシニョ}ンによつて明示的に創設された契約上の権利は、当事者の合意によつて外、変更されえない。」

〔2〕 」のコ^{ンセシニョ}ンはその有効期間中、」の第一項がコ^{ンセシニョ}ン協定に編入された改訂協定の施行日におこなわれている規則と石油法にしたがつて解釈されね。会社の同意がないがまゝ、かかる規則の改訂や廃止はすべて同社の権利に悪影響を及ぼしてはならない。」

上記の条項は「安定化」ないし「不可変」条項と称され、それがばやねの国際法上法的拘束力を有するのみならぬといふ（V. Article of Prosper Weil "Les clauses de stabilité ou d'intangibilité insérées dans les accords de développement économique", in Mélanges Rousseau, p. 301—328）。

やうに、第一六条は前述のコ^{ンセシニョ}ンの石油立法のみならず、後述される国際法と国内法に認められる契約神聖といふ一般原則によつても正当化される。それはまた法律不適及の原則にも矛盾しない。」の原則は新法の調和効果を否定し、旧法のもとに取得された確定的権利（既得権）の尊重を擁護する。

この法律不適及の原則はイスラーム法によつても認められており、コ^{ーラン}の次節を基礎としている。

「われわれは使者をつかわすまでは決して罰しない」

(XVII, 15)。

ほとんどのコ^{ンセシニョ}ン協定は契約上の権利を保護するこの条項以外に、適用される法を決定したり、紛争の場合の仲裁を規定する明示の命令的な規定をおいている。後述するように、これらの規定の有効性は国内法や国際法ならびに実行によって認められている。

したがつて、適用される法的諸原則や紛争の仲裁可能性に関する仲裁条項の規定、仲裁人の管轄権ならびに仲裁地との手続を検討することが本紛争において必要となる。

I 本紛争に適用される法的諸原則

1 準拠法選択条項の有効性

コ^{ンセシニョ}ン協定の場合、その解釈と執行のために適用され、かつそこに明示的に規定されていないあらゆる細目を規律する準拠法の選択に関する重要な問題が発生する。

通常、契約両当事者の法体系は異なる。最初の契約ないしその後の文書において明示的に合意されないがあり、

他方の法体系を排除して一方の法体系に依拠するには不公平であり、当事者平等の原則に違反することになる。やむに

あた、一方または双方の法体系がともに不明確であつたり、
ノンセッションのいろいろな問題について不十分であつたり
やつ。

したがつて、外国人が訴訟当事者となる事件の場合、裁判所は法律の抵触を規律する国際私法上の一般原則に言及しなければならぬ。

上述の原則によれば、契約準拠法は「契約が規律されると
契約当事者が意図したか、または意図したと明らかに推定さ
れるや否である」(Dicey's Digest of the Conflict of Laws,
Rule 155; and Lord McNair's Article "The General
Principles of Law Recognized by Civilized Nations" in
British Yearbook of International Law, 1957, p. 69—98)。
ローマン・ノン・ノン協定は契約一般における抵触法の解決に関
するの確立した原則にしたがふ、通常その契約を付託する
準拠法の選択に関する当事者の意図を表明する明示的な規定
をなしてゐる。

一九五五年一一月一一日当初、リムトン・アメリカン石油
会社のノンセッション協定第一八条七項は次のように規定し

ラムトン・アメリカン石油会社事件 川岸

べふた。

「このノンセッションはリビアの法律と関連する国際法
諸原則にしたがつて規律、解釈される。上級仲裁人ない
し单独仲裁人はこれらの法律と諸原則をその仲裁判断の
基礎としなければならない。」

この条項は一九六六年一月一〇日の改訂協定によつて次の
よもへに修正された。

「このノンセッションは国際法諸原則に共通なりビア法
の諸原則にしたがい、またかかる共通諸原則が存在しな
い場合には国際裁判所によつて適用される法の一般原則
にしたがつて規律、解釈される。」

本条項の法的有効性は前述の国際私法原則によつて支持され
る。ローマン・ノン・ノン協定の準拠法選択条項の有効性は一般
に國際法学者 (Ex. Lagersen in the "Sources of the Law
of International Trade, 1964, p. 201—210, and D.P. O'
Connell, in 2 International Law, 1970, p. 979) が國際先
例 (Ex. Award of Lord Asquith in Petroleum Develop-
ment Ltd. v. Sheikh of Abu Dhabi, 18 I.L.R. 144, 1951)
によつて認められてゐる。

然るに、ラムトン公法は一九五五年と一九六五年の石油法付

則一の第二八条七項によつて上述の準拠法選択条項を明示的に認可している。

これらの石油法はリビア立法院によつて正式に公布された。政府の変更が現行法体系とそれから派生する権利義務に影響を及ぼさないという國際法原則によれば、それら二法は革命後も引き続き効力を有する。

國家とその法体系の継続性のいの原則は國際法学者 (V. for ex. Brierly in "The Law of Nations", 1930, p. 81—90) へ國際先例 (Ex. the Award in the Tinoco Claims arbitration between Great Britain and Costa Rica, October 18, 1923) によつて一致して認められてゐる。

同じく、常設國際司法裁判所はボーランスにおけるルイ・

住民に関する一九一三年の勅告的意見において、「現行法に基づいて取得された私権が主権の変更によつて消滅しない」と裁定した (Series B, No. 6 p. 36)。その後、同裁判所はボーランス上部シナジアにおけるイソ国民の利益に関する一九一六年の判決においてその裁定を確認した (Series A, No. 7 p. 42)。

やがて先にも指摘したように、革命評議会は一九六九年九月一日イドリス王政を打倒してリビアアラブ共和国の成立を

発表するといひ、外国關係者に対しても特別の政策上の変更がないことと、國家の義務が尊重されることを保証した。

同じく、契約自由の原則に關する国内私法 (リビア民法一四七条) も契約諸規定の命令的な性格を一般的に確認している。準拠法選択条項の原則の例外とはされていない。契約の準拠法を選択する権利はリビア民法によつて明示的に承認され、同法一九条は適用される法を選択する契約当事者の権利を承認してゐる。

したがつて、公法と私法の混合した契約の当事者がその契約關係を規律する法を自由に選択しうるゝが、国内法と國際法の確立した普遍的な原則である。

2 準拠法選択条項の分析

上述の改訂された第二八条七項に規定されているように、リビアン・アメリカン石油会社コンセッションを規律する準拠法は、國際法と矛盾しないがより第一義的にはリビア法であり、補助的に法の一般原則である。

それ故、上述のコンセッションの主要な契約準拠法はリビアの国内法である。しかし、それが「國際法諸原則に共通なリビアの法原則」のみを含むと協定において明記かれている。

したがって、それは国際法諸原則に抵触するリビア法をすべて排除している。

「国際法諸原則」の意味を確定するためには、国際司法裁判所が認める国際法の法源に言及するのが有益である。国際司法裁判所規程第三八条は次のように規定している。

「1 裁判所は、付託される紛争を国際法に従つて裁判することを任務とし、次のものを適用する。

a 一般又は特別の国際条約で係争国が明らかに認められた規則を確立しているもの

b 法として認められた一般慣行の証拠としての國際慣習

c 文明国が認めた法の一般原則

d 法則決定の補助手段としての裁判上の判決及び諸規定に従うことを条件とする。

国の中でも優秀な国際法学者の学説。但し、第五九条の規定は、当事者の合意があるときは、裁判所がこの規定に従うことを条件とする。

2 この規定は、当事者の合意があるときは、裁判所が衡平及び善に基づいて裁判をする権限を有するものではない。」

この点「リビア法の諸原則」の意味に関して指摘しうる」とは、それが国際法諸原則と一致するあらゆる立法上の制定

法を含むということである。それはなかんずくすべての石油コンセッション法や民法を含むあらゆる公法と私法のリビア制定法の関連部分を包含する。

特に、一九五三年一月二八日公布されたリビア民法一条一項は次のように規定している。

「(2) 適用される法的テキストが存在しない場合、裁判官はイスラーム法の諸原則に従つて、それがない場合には自然法と平衡の諸原則に従つて裁判する。」

この規定はエジプトの法律家故 Abdulrazzak Sanhoury

博士によって起草された他のアラブ諸国の民法に挿入されているが、それによつてイスラーム法や自然法と平衡というこの補足的法源がリビア法にも付加されている。

イスラーム法の特定の言及は別として、この法はリビアとの関連において特記するに値する。それはすべてのアラブ諸国、ほとんどどのイスラーム諸国のみならずリビアにおいても、つねに家族問題を規律する共通法である。リビアはこの分野においてスンニー派の一、マーリキー派の教義を採用している。

さらに、革命政府はその新しい制定法においてこの法源のリビアン・アメリカン石油会社事件 川岸

重要性を強調した。革命評議会はこの政策を基礎とした一九七一年一〇月二八日のテクンによつて、イスラーム法がリビア制定法の主要な法源であることを規定し、イスラーム法のシャリーアに従つて現行法を再検討・改正するために特別委員会を設置した。このようにして改正された法令の典型的な例として、一九七一年の遺棄盜品に関する法令第一一四号、窃盗に関する法令第一四八号、一九七三年の姦通に関する法令第七〇号がある。

上述のリビア民法第一条で言及された、その他の補足的な法源としての慣習や自然法と衡平もイスラーム法体系と一致している。実際問題として、聖典コーランやイスラーム教の予言者ムハンマドの言行に基づく反対の法的テキストが存在しない場合、イスラーム法は慣習を法源の一つみなし、特に商取引においてそれを契約内容の補足的かつ説明的な法源とみなしてくる。このことは多くのイスラーム法の法諭によつて例証される。その一例として次のものが引用される。

「慣習は命令的である。」

「公の慣習は最終的であり、それに従つて行動するといふが当然である。」

「慣習的な事柄はすべて合意によって規定された事柄と

みなされる。」

「商人間の慣習的な事柄はすべて商人間で合意された事柄とみなされる。」

「慣習によって確立された事柄は、法によって確立された事柄と同一である」(Articles 36, 37, 43—45 of the Ottoman Majallah Code. V. our book "The Philosophy of Jurisprudence in Islam", 4 th Arabic edition, Beirut, 1975, p. 266—7, and its English translation, Leyden, 1961, p. 132—133)。

回^レ、衡平は、特にマーリキー派^レバナフラー派^レムルカ^レで補助的な法源とみなされてくる。ただし、マグリブのイベトラム法原則はイスラーム教の宗教的道徳的命令を基礎とする。その影響を受けてくる(V. Ibid, Arabic text p. 190 et s., English translation p. 85 et s.; and our book "The Moral Bases of Islamic Jurisprudence," Arabic, Beirut, 1973, p. 367—75)。

この点で指摘^レされることは、イスラーム法が国際法を一般的な実定法の構成部分としその命令的な摘要とみなしており、その諸原則が現代国際法理論によつて採用やれど^レ諸原則に近似してくる^レことである(V. our lectures in the

Academy of International Law entitled "General Principles of International Law in the Light of Islamic Doctrine", Recueil, 1966, and our Arabic book on "International Law and Relations in Islam", Beirut, 1972)

かくして、リビア法一般、特にイスラーム法は国際法に共通な諸原則を有し、補足的な法源としての慣習と衡平の適用を規定している」とが指摘される。その結果、これらの規定は一般的にリビア・アメリカン石油会社コンセッション協定第二八条七項で選択・合意された契約準拠法の内容と一致している。そしてすでに述べたように、同協定は第一に国際法諸原則に共通なりビア法の諸原則によって規律されることが規定されている。

さらに、契約の第一次的な法が存在しない場合、同項は第二次的選択として「国際裁判所によつて適用される法の一般原則」を補助的に適用することを規定している。

これらの諸原則は一般にはほんどの確立した法体系、特にリビア諸法典とイスラーム法を含む、リビアの制定法に具体化されている。それらは国内裁判所によつて適用され、主として国際判例法や仲裁裁判例法において言及される。かくして、それらは理論と実践において普遍的に認められている法的な

命令と法諭の摘要を形成している。かかる法的命令の事例としては、とりわけ財産や契約の神聖原則、取得された確定的権利の尊重、不当利得の禁止、収用や違法な損害の場合の補償義務などがある。

II 仲裁の適法性

1 仲裁条項とその有効性

一九五五年石油法の第110条は一九六五年に若干変更されたが、次のように規定している。

「この法律のもとに付与されたコンセッションから生ずる石油省とコンセッション保有者との間の紛争は、すべて付則二に規定される方法で仲裁によつて解決される。」

上述の仲裁条項を規定した付則二は一九五五年のリビアン・アメリカン石油会社のコンセッション協定に挿入された。この同一の条項は一九六五年石油法によつて改訂され、一九六六年のリビア・アメリカン石油会社の改訂協定によつて採用された。

この改訂された仲裁条項第二八条の最終的な文言は次の通りである。

(1) 本契約の有効期間中またはその後において本契約

の規定や付属書の解釈や履行、ないしいざれかの当事者の権利義務に関して政府と会社の間に紛争が発生した場合、そして当事者が合意によって同紛争を解決できなかつた場合、それは別段の方法で解決する合意がないかぎり二名の仲裁人と審判人に付託される。各当事者は一名の仲裁人を任命し、審判人は二名の仲裁人の任命後直ちにそれらの仲裁人によって任命される。

「仲裁人が二番目の仲裁人の任命の日から六〇日以内に審判人について合意できなかつた場合、いずれの当事者も国際司法裁判所の裁判所長に対して、または同裁判所長がリビアの国民であるか会社が設立された国の国民である場合には裁判所次長に対し、審判人を任命することを要請できる。」

〔4〕 両当事者によって任命された仲裁人が仲裁手続の開始から六ヶ月以内に決定について合意できない場合、または仲裁人の一方ないし双方がかかる期間のいかなる時にもその任務を遂行できないか遂行しない場合には、審判人はその仲裁手続を開始しなければならない。仲裁人の仲裁判断または仲裁人の意見が相違した場合の審判人の仲裁判断は最終的である。審判人ないし单独仲裁人が仲裁手続を開始もしくは完結しないかしえない場合には、当事者が別段の合意をしないかぎり、上述の当事者の一方の要請によって別の審判人ないし单独仲裁人が国際司法裁判所の裁判所長または上記第一項に言及される場合には裁判所次長によって任命される。

〔5〕 しかし任命された審判人または单独裁判人は、リビアの国民や会社本国の国民、または当該会社を直接間

日以内にその仲裁人を任命し、その任命を他の当事者に

接にコントロールする会社の設立地国の国民であつてはならないのみならず、当事者ないし上述の国の政府に勤務したことがあるか、あるいは勤務していくはならない。

「本項の規定の適用と仲裁手続の決定は仲裁人によって、または仲裁人が一番目の仲裁人の任命の日から六〇日以内に合意に達することができなかつた場合には審判人に

よつて、さらに単独仲裁人が任命された場合には単独仲裁人によつて決定される。

「仲裁人や審判人ないし単独仲裁人は、仲裁判断を下すにあたつて不利に裁定された当事者に対しても該判断を執行しうる十分な期間を認めなければならぬ。当事者が当該期間内に上述の仲裁判断に従つた場合、当該当事者は不履行とはならない。

(6) 仲裁地は両当事者が合意した場所とする。前記第一項で明記されているように、合意が仲裁開始の日から一二〇日以内に当事者間に達せられない場合、それは仲裁人によつて、または仲裁人が二番目の仲裁人の任命の日から六〇日以内に合意に達することができなかつた場合には審判人によつて、さらに単独仲裁人が任命された場合には单独仲裁人によつて決定される。

リビアン・アメリカン石油会社事件 川岸

〔7〕（この項は前述したようにコンセッションの準拠法を規定している。）

〔8〕仲裁費用は仲裁判断において決められる割合と方法にしたがつて両当事者によつて分担される。」

この仲裁条項の有効性に関しては、それを締結する当事者の能力と国有化後のその継続性の問題の検討が必要となる。

仲裁に付託するリビアン・アメリカン石油会社の当事者能力は、その設立地であるデラウェアの州法によつて確認される。その一九六七年会社法の修正第一二二条は、デラウェア州法に準拠して設立された会社が「あらゆる裁判所に訴える権利や訴えられる権利、さらに当事者であると否とにかわらず会社の名においてあらゆる司法、行政、仲裁ないしそ他の訴訟手続に参加する」権利を有する、と規定している。

他方、リビア政府も明示的な立法上の条文によつて、つまり付則二の第二八条に詳説されているように、一九五五年と一九六五年の石油法修正第二〇条によつて仲裁に付託する権利を与えられている。

仲裁条項が国家による契約の一方的終了後も有効に存続するということは、国際法と国際的実行において広く認められている。このことは契約当事者の意図の解釈の論理的帰結で

あり、また外国投資に有利な環境を創造するための基礎的な条件の一である。

この原則は国際司法裁判所の決定 (ex. in *Ambatielos Case in 1952 and 1953*) と多数の仲裁裁判所の決定 (ex. in *Losinger and Co. v. State of Yugoslavia*) によって採用された。この種の決定は、国家の抗議や欠席、あるいは仲裁条項を規定した協定がすでに終了しているとする主張にもかかわらず、国家が契約条項にしたがつて私人との仲裁に付託しなければならない義務を確認している。

リビア政府は石油会社に対する一九七三年一一月八日の回状において、リビアがその主権の本質に反する仲裁を拒否する主張していた。そのような主張は上述の国際的実行に反し支持することができない。そしてこの国際的実行は多数の国際条約や諸決議において確認された。たとえば国家と他の國家の国民との間の投資紛争の解決に関する一九六六年条約はその第二十五条において、当事者が仲裁に付託するに同意した場合、いかなる当事者も一方的にその同意を撤回することができないと規定している。より一般的に、一九六二年一月一四日の国連総会決議一八〇三(XVII)は天然資源に対する人民と民族の永久的主権を宣言し、さらに仲裁協定を導

重する国家の義務を確認してある(Section I, para. 1 and 4)。したがつて国家は仲裁協定に署名し、それに拘束されることによって一般にいわゆるその主権的権利を有效地に放棄するに至ることがである。

さらに、その裁定はリビアが正式に採用したイスラーム法とその実行に一致している。このことは多数の歴史的先例によつて例証される。たとえば、イスラーム教の予言者ムハンマドはメッカ人やメディナ条約によつて仲裁人として任命された。彼は聖典コーランによつてイスラーム教徒に関係するあらゆる紛争の当然の仲裁人として確認された (S. IV, 65)。彼自身も Banu Qurayza 部族との紛争を仲裁に付託した。イスラーム教の指導者達も多くの場合この実行に従つた。その最も有名な事例は Siffin の戦い後の西暦六五七年に Caliph Ali と Mu'awiyah の間に結ばれた仲裁協定である (V. our lectures on International Law, op. cit., p. 272—273, and Arabic text p. 160—163)。

2 紛争の仲裁付託可能性と仲裁裁判所の管轄権

ロシセッション協定において仲裁は当事者によつて紛争解決の一般的な手段として考えられた。仲裁は第一七条の取消

の場合に言及されているが、第一八条一項の一般条項において他のあらゆる場合についても採用されている。すでに引用した修正条文にみられるように、この仲裁条項の範囲は極めて広い。それには契約の有効期間中またはその後において、政府と会社の間に契約規定や付属書の解釈や履行ないし、いずれかの当事者の権利義務に関して発生するあらゆる紛争が含まれている。

本紛争は、リビアによるリビアン・アメリカン石油会社の財産、資産およびコンセッションの諸権利の国有化に伴う契約の一方的終了によって発生した。かかる紛争は明らかに当該国有化の合法性とりビアン・アメリカン石油会社の請求権に関連する。

これらの問題がすべてコンセッション契約の解釈と執行ならびに当事者の権利義務の部類に入ることは明白である。換言すれば、国有化は契約の履行を期限前に停止することによってその履行に悪影響を及ぼし、それから派生する権利義務に關係する。したがって、それは仲裁条項の範囲に入る。その結果、この国有化によって発生する紛争は明らかに仲裁に付託しうる問題である。

さらに、仲裁手続に関する第一部において示されたように、

リビアン・アメリカン石油会社事件 川岸

本紛争の仲裁手続は完結している。協定第一八条で規定されているように、必要な請求と要請は正式に提出され、通告と期限がすべて遵守された。国際司法裁判所の裁判所長は提出された文書を確認し、本問題の仲裁付託可能性に関する上述の要件が充たされたと結論して、本仲裁人を任命した。

仲裁条項とそこに規定された手続は契約当事者を拘束し、その手続は命令的である。したがつてかかる条項と手続に準拠して設立された本裁判所は、本紛争の諸問題に対して排他的な管轄権を有する。国内裁判所であると否とを問わず、他のいかなる裁判所ないし機関もこの問題について権限を有しない。

この種の事件における仲裁手続の排他的かつ義務的な性格は国際法上広く認められている。それは、前述した「ブリティッシュ・ペトロリアム仲裁」などの国際仲裁によつて確認され、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する一九六六年条約にも編入されている。その第二六条は次のように規定している。

「この条約に基づく仲裁に付託する旨の両当事者の同意は、別段の意思が表示されない限り、他のいかなる救済手段をも排除してその仲裁に付託することの同意とみな

(八九) 八九

される。」

3 仲裁地と手続

仲裁の手続規則が仲裁地の国内法と無関係に当事者の合意によるか、またはかかる合意がない場合に仲裁裁判所の決定によつて決定されるということは、確立した国際法原則である。

この命題は上述の投資紛争解決条約（第四四条）や一九六年のスイス国際仲裁条約（第二四条）、ならびに国連の国際法委員会による仲裁手続に関する一九五八年条約草案などの国際条約に採用、挿入されている。

それは一九五八年のアラムコ対サウジアラビア仲裁や一九六三年のサアファイヤ国際石油仲裁、一九七二年のハジャス鉄道仲裁など多數の仲裁事件においても遵守されている。

前述したように、リビアン・アメリカン石油会社のコンセッション協定第二八条五項と同六項はこの命題に準拠して、

仲裁地に関する当事者の合意が存在しない場合に仲裁裁判所が仲裁地とその手続を決定しなければならない、と規定している。

この点について当事者間の合意がなく、したがつて上述の

条項に準拠して、本仲裁裁判所は一九七五年六月九日の先決的決定によつてながんずく次のことを決定した。

「2 正式の仲裁地はスイスのジュネーブとする。ただし、二次的な会合は必要に応じて仲裁人の決定によつて別の場所で開くことができる。」

「3 仲裁人はその手続において可能なかぎり、国連国際法委員会が一九五八年に作成した仲裁手続に関する条約草案の一般諸原則によつて支配されるものとする。」

これらの手続において、被告は正式に通告されたが、なら出廷も通知もしていない。前記の条約草案第二九条の規定に準拠して、正式の仲裁手続が被告の欠席においてとられた。同条約草案第二九条は次のように規定している。

「1 一方の当事者が裁判所に出廷しないかその事件を弁護しない場合、他方の当事者はいつでも裁判所に対して自己の請求を有利に決定することを要請することができ

る。」

「2 仲裁裁判所は、仲裁判断を下す以前に欠席当事者に猶予期間を認めることができる。」

「3 裁判所が管轄権を有することおよび事実上のみならず法律上請求に正当な理由があることを確信した場合、

裁判所はこの猶予期間の終了後に仲裁判断を下すことができる。」

仲裁手続が被告の欠席において開始されたという事実にもかかわらず、本仲裁裁判所は原告によって十分に証明された諸事実を仲裁判断の基礎とする。

四 請求者の要求と法的主張

リビアン・アメリカン石油会社はその「仲裁の請求」に関する結論において本仲裁裁判所に対して次のように宣言することを申請している。

「1 リビアン・アメリカン石油会社のコンセッションを一方的に終了する一九七三年と一九七四年の法律六六号および法律一〇号の国有化措置は、一九五五年一二月一二日の同コンセッション協定においてリビア政府が提示し、かつ一九六六年一月二〇日の修正協定によって修正確認された明示的な諸条件と保証に違反し、リビア政府による同コンセッション協定の基本的な違反とそれに適用される法の侵犯を構成する。

2 リビアン・アメリカン石油会社のコンセッションの定ならびに国際法諸原則に共通なリビア法の諸原則と法

の一般原則に違反して、コンセッション区域一六、一七および二〇において石油を探査採取する同会社の排他的な権利をリビア国営石油会社に帰属させるリビア政府の一方的行為は、かかる権利をリビア政府ないしリビア国営石油会社に移転する効力を有しない。リビア政府によるかかる契約ないし財産権の移転のみならず、かかる権利の行使としてリビア国営石油会社によってまたはそれに代わって採取されたと主張される石油の権原は国際的に承認することができない。

3 リビアン・アメリカン石油会社がそのコンセッションの諸権利を回復できず、かかるコンセッションの権利に準拠してリビア国営石油会社によつてまたはそれに代わって採取された石油の権原ないし収益を取得できない場合、リビアン・アメリカン石油会社はコンセッション協定違反に関して二億五千万ドルないし仲裁手続において立証される損害賠償を受ける権利を有する。

4 リビアン・アメリカン石油会社に有利に次のことを命令する仲裁判断を下すこと。
(a) リビアン・アメリカン石油会社にコンセッションの諸権利を回復すること。

(b) 同コンセッションの諸権利のいわゆる移転の時からリビアン・アメリカン石油会社に対する同コンセッションの諸権利の完全な回復までの期間における、リビア国営石油会社による同コンセッションの諸権利の行使の利益をリビアン・アメリカン石油会社に移転すること。

(c) (a)と(b)において判決される救済の代替として、リビア政府がコンセッション協定の回復しえない違反とコンセッションの諸権利のいわゆる終了に関する損害賠償としてリビアン・アメリカン石油会社に対して二億五千万ドルを支払うこと。

(d) その他、法と正義上要請される救済

リビアン・アメリカン石油会社はその後の「賠償に関する申述書」において、一九七四年一月一日から裁定額の完全な支払いなし回復の日までの期間に対する利子一二パーセントに加え、その損害賠償額を二億七百六十五万二千六百六十ドルに修正した。

さらに、「法に関する申述書」において、リビアン・アメリカン石油会社はこれらの請求とそれらを立証する法的根拠を詳述している。

リビアン・アメリカン石油会社が要求した救済は、(1)主要

な救済としての国有化された同会社の財産と権利ならびにそれにによって採取された石油の原状回復と権源の缺欠および(2)代替的救済としての損害賠償に要約することができる。

これらの救済を支持する法的論拠は、違法な国有化による違法な接収と契約違反の二に分類することができる。

したがって、本仲裁裁判所は本紛争において提起されたすべての問題の本案を裁定するにあたって、それらを(1)リビア国有化措置とその結果としての財産接収の合法性、(2)契約解除とその救済、(3)補償と損害賠償の順序にしたがって検討する。

五 リビア国有化措置とその結果としての

財産接収の合法性

この問題とそれに関する原告の主張を検討するためには、この主題に対する簡単な歴史的な背景を記述し、若干の基礎的な法的考察を明確にすることが適切である。

ここでは以下伝統的な財産概念、同概念の展開と国有化の権利、それに関する国連の諸決議、財産としてのコンセッションの諸権利、契約の神聖、ならびにこれらの法的考察に照らしてなされるリビアン・アメリカン石油会社の国有化の檢

討が順次取り扱われる。

1 伝統的な財産概念

普遍的に承認された基本的な権利の一に私的所有ないし財産権がある。

それは同権利の伝統的な概念において所有物の使用、開発、処分 (*usus, fructus, abusus*) として定義される。

この伝統的な定義が公益を理由としてしばしば規制、調整されるに至っているが、財産権の不可侵は一連の憲法的ならばに国際的な宣言と憲章によって確認、再確認され、神聖な命題として歴史上現在なお存在している。そのような基本的な文書の最も有名な事例として、一二一五年の英國のマグナ・カルタ、フランスの一九五八年憲法前文に編入された一七八九年のフランス人権宣言、一七八九年アメリカ憲法の修正第五条、一八九〇年と一九〇七年の二のハーグ条約、一九二六年のウイーン会期と一九三二年のオックスフォード会期に六年議定書がある。

この絶対的財産権の同一概念は、私法、特にローマ法とそ

の影響を受けたヨーロッパの民法典、ならびにその他の近代的な諸法典において採択された。たとえば、リビア民法八一条は次のように規定している。

「物の所有者は法令の制限内においてそれを使用、開発、処分する権利を有する。」

土地(不動産)に適用される場合、「土地の所有者には地上は天空まで、地下は地底までが所属する」というラテン語の法諺にみられるように、この絶対的権利の内容は理論上地上の大気圏と地下にある物に及ぶ。リビア民法八一二条二項は採石、鉱山に関する特別立法によつて課される制限を条件としてこの同一原則を編入している。

この伝統的な定義に照らしてみると、国家は公共の用のために事前の十分な補償の支払いを条件としての外、動産不動産の私有財産(動産と土地)を収用することができないであろう。一般的に、収用は特殊な事情に基づく行政上の規制と手続の下に実施せられる国内政策の問題であった。

大規模な国有化は普通ではなかつた。国有化がおこなわれる場合、後に検討するように、それは無差別かつ「迅速、十分、実効的」補償の支払いを条件としておこなわなければならぬ。

財産に関するこれらの考察との比較において、財産権の不可侵性がイスラーム法によつて承認されでいるところとは、聖典コーランの次節を基礎として述べる」とがである。

「他人の財産を不法に盜んではならぬ」(SII, 188)。同節の意味はイスラーム法学者による次のよふな一般的な法諺の形成に影響を与えた。

「何人も法的な原因なしに他人の財産を占有するべし
許されぬ」(Article 97 of the Ottoman Majallah

Code)。

しかし、イスラーム法学者は公的不法妨害を防止するため、同規則の一般性を公的必要性の諸要件によつて制限してゐる。たとえば、その制限は次のような他の補足的法諺にみられるがである。

「私的損害は、公的損害を妨止するためには認められぬ
べきだいだ」(Article 26 of the Ottoman Majallah

Code. V. our book "The General Theory of Obligations and Contracts under Islamic Law", in Arabic,

Vol. I, p. 93, and our "Philosophy of Jurisprudence in Islam", op. cit., in Arabic p. 309, English translation p. 157)。

2 財産概念の発展と国有化の権利の出現

今世紀初頭、特に第一次世界大戦以降、新しい政治的経済的動向は上述の財産の伝統的意味の絶対的な性格を緩和した。財産が漸次、支配的な「社会的機能ないし役割」を有するものとみなされるに至り、財産はそれ自体国家によつて代表される社会の公益に貢献しなければならない。財産の神聖な性格は社会的目的の影響を受けるに至つた。かくして、財産の保護は国際法のみならず国内法においても緩められている。

われらに、天然資源一般はもはや土地所有者ではなく、國家主権の特権として国家によつて代表される社会に帰属する。この見解はリビアにおいて採択されており、鉱山や石油に関する法令にはっきりと規定されている。たとえば、一九五五年のリビア石油法第一条は次のように規定している。

「第一条 国家の石油財産

1 リビアにおいて自然の状態にあるあらあらゆる石油はリビアの国家財産である。

2 何人もこの法令に基いて発給されるモンセッショ
ンなしに許可によりて認可される場合の外、リビアのい
かなる領域における石油を探査、試掘、生産してはな
いだ」。

「同じく地下資源はオルターン（國家）の財産である（V. the Arabic books: Ibn Juzay, "Al-Kawaneen al-Fikhiyyah" (The legal rules), Fez, 1935, p. 102; and Ibn Hazm, "Al-Muhalla" Cairo, 1347—52 H., Vol. VI p. 111, and Vol.

特定の財産なしし私権を移転する」といふ」(Annuaire 1952, II p. 279)。

「國有化の目標は國家の一般的な政治的経済的政策によつて異なる。

」の新しい見解に準拠して、事実、國家財産とその国民財産などが戦争賠償の支払いとの関連において若干混同された。そのことは一九一九年ヴォルサイユ条約、一九四五年ボツダム協定などびにその他の戦後の同種の諸協定によつて例示される。

また、国家による私有財産の国有化は、今日大規模におこなわれる。国有化は行政的立法と公的必要性に基づいた個別的な収用行為と異なり、一般的に国家の社会公共政策を理由とした集団的な立法措置を特徴としている。したがつて、それは司法的コントロールを免れ、かつ外国的要素が問題となる場合には国際法に服する主権行為として特徴づけられるに至つた。

一九五三年国際法学会が正式におこなつた定義によれば、「國有化とは、国家による開発、管理ないし新目標への方向づけを目的として立法行為により公益のため国家に

p. 412 et seq.)

やるに、同時期とそれ以後において、多数の新国家、特にいわゆる「第三世界」を形成する諸国が出現し、その独立を達成した。これらの多数の新興国は他の若干の伝統的な国家とともに、特に一九五〇年以降、その国威を強調しその国民経済を管理する民族主義的精神に促され、主として石油ロッセッションとその他の天然資源や公共事業を含む一般的な国有化措置を断行した。

そのような措置として、一九五一年のイラン、一九五六年のエジプト、一九五七年のインドネシア、一九六一年のイラク、セイロン、キューバ、一九六三年以降のアルジェリア、一九六四年のシリア、一九六八年のペルー、一九六九年のボリビア、ザンビア、一九七〇年のチリー、一九七〇年以降のリビア、一九七二年のサウジアラビア、一九七二年以降のクウェートがとった措置を挙げるなどがである。

York, 1961, p. 35 et seq.)

じに今日、国際法学者は、上述の国有化の権利がロッセッションで合意された終了期日以前においてもロッセッションの利益に対して適用される」とを認めている。(W. White, op. cit. p. 85)。この見解は多数の国際的な公式文書によじて採択されている。

たとえば、それは一九一七年のメキシコ国有化法に関する同年六月一八日付メキシコの対アメリカ合衆国書簡において

国際金融に対して甚大な影響を与えた。

今日、大多数の国際法学者はこれらの原則的に争いえない諸先例を基礎として、国家がその主権と高権の属性としてその管轄権内のあらゆる人の財産を国有化する権利を有するという意味において、外国人財産を国有化する国家の主権的権利を支持している。それらの主張によれば、国家は「最もまさしく」と考える方法において国有化する権利を有し、「この分野において完全な自由を享有する。国際裁判の決定や国際条約の実行のみならず、いかなる法原則も制限的な規則の証拠とはならない」(V.S. Friedman, *Expropriation in International Law*, London, 1953, p. 134, 140—142; and Gillian White, *Nationalisation of Foreign Property*, New

支持された。それはまた一九五一年に国有化されたアングロ・イラン石油会社事件における英國の申述書やエジプトによるスエズ運河会社の国有化の権利に関するフランス、英國、アメリカの一九五六六年八月二日付共同声明において承認されたように、国有化されたコンセッションネアによつてもしばしば承認された。

3 国有化に関する国連諸決議

上述の一般的国有化措置の頻発は国際的に注目を換起した。

国連総会は一連の決議を採択し、天然資源を社会全体の財産として国有化し支配する國家の主権的権利を確認し再確認している。系争中の諸点に関する主要な決議の諸規定が以下において想起される。

(I) 一九五二年一二月二日決議六二六 (VII)

「総会は

天然の富と資源の適正な使用と開発において低開発国を奨励することの必要性を銘記し、

低開発国の経済発展が普遍的平和の強化のための基本的な要件の一つであることを考慮して、
人民がその天然の富と資源を自由に使用、開発する権利

リビアン・アメリカン石油会社事件 川岸

がその主権に固有のものであり、国連憲章の目的と原則に一致することを想起し、

1 國家の進歩と經濟發展にとって望ましいと考える場合にその天然の富と資源を自由に使用、開発する権利を行使するすべての加盟国に対して、諸國家間の安全、相互信頼および經濟協力を条件として資本流動を維持する必要性に十分な注意を払うことを勧告し、

2 さらに、あらゆる國家の天然資源に対する主権の行使を妨げる直接的間接的行為を慎むことを勧告する。」

(II) 一九六二年一二月一四日決議一八〇三 (XXIII)

この決議は上述の決議六二六を反復し、天然の富と資源を処分するあらゆる國家の主権的権利の尊重を勧告した一九六〇年一二月一五日決議一五一五 (XV) を考慮して、その権利を次のように確認している。

「1 天然の富資源に対する永久的主権への人民と民族の権利は、彼らの國家的發展と関係国人民の福祉のために行使されねばならない。

2かかる資源の探査、開発および処分、ならびにこれらの目的のために必要とされる外國資本の輸入は、人民と民族がかかる活動の認可、制限または禁止に関して、

必要または望ましいと自由に考える規則および条件にしたがわねばならない。」

(III) 一九六六年一一月二五日決議

この決議は、外国会社による開発プロジェクトのオペレーションに対する開発途上国の参加の拡大を勧告している。

(N) 一九七四年一二月一二日決議三三二八一 (XXIX)

この決議は、その第二章第二条において次のように規定している。

「1 いかなる国家も、そのすべての富、天然資源および経済活動に対し、それらを所有、使用および処分することを含む完全な永久の主権を有し、かつそれを自由に行使する権利を有する。

2 いかなる国家も次の権利を有する。

(a) 自国の法令に基づき、また自国の国家的な目的と優先順位に従い、その国家的管轄権の範囲内で、
外國投資を規制し、それに対し権限を行使するこ
と。いかなる国家も外國投資に対し特恵的待遇を
与えることを強制されない。

(b) 自国の国家的管轄権の範囲内で、多国籍企業の
活動を規制し、監督し、またそのような活動がそ

の国家の法令および規則を遵守し、かつ自国の経済社会政策に合致することを確保するための措置をとること。多国籍企業は受入国の内政に干渉してはならない。いかなる国家もその主権に十分な考慮を払いつつ、本項に定める権利を行使するにあたっては、他の国家と協力するものとする。

(c) 外国人資産を国有化し、収用し、またはその所

有権を移転すること。但し、その場合には、自國の関連法規および自國が適切と認めるすべての事情を考慮して、適当な補償を支払わねばならない。補償問題で紛争が生じた場合はいつでも、その紛争は、国有化をおこなう国の国内法に基づき、かつその法廷において解決されなければならない。
但し、すべての関係国が諸国家間の主権平等の基礎の上にたち、かつ手段の選択の自由の原則に従い、他の平和的手段を追求することにつき自由かつ相互間で合意した場合はこの限りでない。」

原告は、本仲裁裁判所の求めに応じて一九七七年一月一日提出した申述書において主題に関する国連総会決議について見解を表明した。その申述書は一九六二年決議一八〇三に

言及し、それが特に外国投資協定の尊重を規定しているのみならず一九六五年協定の締結時の当事者の念頭におかれていと結論している。一九七四年決議三二八一に含まれる經濟憲章については、それが諸国家のコンセンサスを反映しておらず、国際法の法源として採用することはできない。

この点について本仲裁裁判所は、上述の諸決議が一致した法源でないとしても、天然資源に対する国家の主権的権利に関する最近の国際世論の有力な傾向の証左であり、後述するようその権利がつねに契約的合意の尊重と補償義務によって支配されるという結論に到達した。

4 財産権としてのコンセッション上の諸権利

周知のように、財産にはその一般的な意味において有体財産と無体財産の二種類がある。最初の有体財産は学説の一致した見解によると、動産、土地その他種々の物的性質を有するすべての物理的な物を意味する。

他方、無体財産は、迅速な物質的組成が不可能であるが有体物を創造するか、または金融ないし經濟的評価が可能となるすべての利益と権利を含む。換言すれば、無体財産は金銭的ないし通貨上の価値を有する諸権利を含む。

本件のようなコンセッション上の諸権利は無体財産の部類に含められる。この主張は、たとえば一九二一年一〇月一三日常設仲裁裁判所がアメリカ合衆国対ノールウェー事件において判示したように、国際的諸先例によつて承認されている。

なおその上、この見解は大多数の法体系の国内法とイスラーム法学の精神に符合している。無体財産はリビア民法八六条において特殊な財産として言及されている。それはまだイスラーム法学の大部分の学派の有力な見解において Manfa'ah (使用権) の概念のもとに研究され、かつ特殊な財産(mal hujjat) として承認されてゐる (V. Ibn Abdessalaam, "Kawa'ed al-Ahkam", Cairo, 1934, Vol. I p. 172; and our book "The General Theory of Obligations and Contracts", op. cit., Vol. I p. 10)。

これに関連する唯一の未解決の問題はコンセッションの諸権利の評価、つまり利益の損失(lucrum cessans)がどの評価に含められるか否かということである。この問題は後述されるのでそこで十分に検討される。

契約を結ぶ権利は、古来より認められてゐる基本的な市民権の「いぢある。それはローマ「市民法」(jus civile)の「商業権」(commercium)ないし「通商権」(jus commercii)の本質であり、その範囲は「万民法」(jus gentium)によつて拡大された。したがつて、それは一貫して常に経済取引の保証とみなされ、国際関係の分野に拡大された。

この基本的権利は、「契約は当事者の法である」というラテン語の法諺に示される「契約は守られるべし」(pacta sunt servanda)といひの重要な命題によつて保証され、かゝる特徴づけられる。

第一の命題は、契約両当事者が意図する契約関係を自由に取極めうることを意味する。第二のそれは自由かつ有効に結ばれた契約がその相互関係において両当事者を拘束するということを意味する。

事実、契約神聖の原則はその二つの特徴的な命題として常に大多数の法体系の一部となつてゐる。それらの一例としてローマ法、ナポレオン法典(第一一二四条)、その他モーセ法、諸国の民法ならびに英米のローマ・ロー、イスラーム法(シャリーア)が挙げられる。

ヨジポート民法第一四七条、イラク法典とクウェイト法典第

一四六条、シリア法典第一四八条、債務と契約に関するノーノン法典第二二一条と同じように、リビアはその民法第一四七条にこの法原則を採用、編入している。そして同条第一項は次のように規定している。

「契約は両当事者の法である。それは両当事者の合意もしくは法律によつて認められる事由の外、取消なしし修正することができない。」

契約の拘束力は同法第一四八条第一項に示されている。

「契約は、その内容に従いかつ誠実に合致する方法において履行されなければならない。」

さらに、前述したようにイスラーム法はリビア法(民法第一条)の補足的な一部とされ、法の文言に反しないあらゆる契約条項と契約関係の拘束性を強調している。

それは次の法諺に示されてゐる。

「約定は最大限遵守されなければならない」(Article 83 of the Ottoman Majallah Code)。

(V. our book "The General Theory", op. cit., vol. II, p. 335 and 462)

この法諺はイスラーム法の多数の法源によつて確認される。たとえば、聖典コーランの一節は次のように命じてゐる。

「ハハ、お前達、信仰者よ、契約を履行せよ」(SV, 1)。同じ意味におこり、予言者ムハンマドの言行録は次のよう記述してある。

「イスラーム教徒はその約定によつて拘束されよ」(Al-Jami' As-Sagheer, II No. 9213)。

イスラーム教の註釈者や法学者は契約のこの拘束力を詳細に解説している。特に、造詣の深いイバーン・アル=カヤニムは回辱をもつて優れた著書 *Ilām Al-Muwāq'een* (Cairo, Vol. I p. 299, and Vol. III p. 337—340) によつて詳述している。

さらに、契約の拘束力のコロハリームヒード、契約の廃止や

変更は契約両当事者の反対の合意 (*contrarius consensus*) を必要とする。このことは上述のリビア民法第一四七条一項ならびに大多数の法体系において強調されている。

したがつて、法律や協定の特別規定によるかないしは両当事者のかかる推定意思を含む契約の性質上認められないかぎり、当事者の一方が協定の内容を一方的に取消、変更するといはできない。

同じように、同一の規則はイスラーム法においても承認かれている。それによると、契約の取消は合意 (*al-kálah*) に

リビア・アメリカン石油会社事件 川岸

より外、法的効力を有しない。(V. Articles 163 and 190 of the Ottoman Majallah Code, and our book "The General Theory", op. cit., Vol. II p. 486)。

第一六条のように、ある種の契約は上述の諸原則とコロハリームによって設定された契約上の諸権利が両当事者の合意による外変更され得ない」と規定している。そして、それらは「コロセッセン」の点、民法の条文であれ補足的なイスラーム法学であれ、上位のリビア法は国際文書や慣習によつて例証されるよう明確に国際法と符合している。

まず第一に、主題に関する上述の国連諸決議の規定を想起するのが適切である。

一九五一年一一月一一日決議六一六は、天然の富と資源を自由に開発する国家の権利を主張し、「諸国家間の安全、相互信頼および経済協力を条件として資本流動を維持する必要性」を強調している。

一九六一年一一月一四日決議一八〇〇一は、その第一項八において次のように宣言している。

「主権国家によつて、または主権国家の間に自由に締結さ

(101) 101

れた外国投資協定は、誠実に遵守されなければならない。」諸國家の經濟権利義務憲章に関する一九七四年一一月一一日決議三二八一は、國際的義務の誠実な履行および人權と基本的自由の尊重を國際關係の基礎として掲げてゐる(Chap. I, j and k)。

國際慣習と國際判例は、*ipso facto pacta sunt servanda* の命題を確認してゐる。それは一九五八年のアラムコ対サウジアラビア仲裁や一九六三年のサファイア國際石油会社対イラン国営石油会社事件など、多数の國際仲裁において支持されてゐる。

また、この原則は大多数の國際法学者によつても支持されてゐる。そして、彼らは国有化の主權的権利が契約上の諸権利の尊重によつて制限されねど主張してゐる(V. Wehberg, Article "Pacta sunt servanda", in American Journal of International Law 1959 p. 789; and Friedman, op. cit., p. 220—221)。國際法学会の一九五〇年会期の報告者ラブラン教授は、「主權の一方的行為としての国有化は條約によるかまたは契約によるかを問わず有効に締結された協定を尊重しなければならぬ」といふ(Annuaire de l'Institut, 1950, I, 67)。

かくして、協定尊重の原則は通常の契約とコンセシジョン協定に適用することができる。それは個人のみならず政府をも拘束する。多数の歴史上の先例によつて証明されるように、同一のことはイスラーム法において認められる。たとえば、偉大なるオマール・イベン・アルカタブトイマム・アリはそれぞれの協定を遵守し、カディ(裁判官)の前に出頭することを受諾したが、その行為が主權的尊厳に反するとはみなされなかつた(V. our Article on "The Judiciary and Al-Mawerdi", in Arabic, Al-Mawerdi Millennium, Cairo, Nov., 1975)。

この点、原告もイスラーム法の関連性を強調し、その証拠としてアンダーンヒクーレンの論文「イスラーム支配者と契約債務」(N.Y.U.L., Nov., 1958, p. 407—430)を提出した。

同原則は国家間に有効に締結された条約にも同じく適用される。國際法によれば、条約の主題とその拘束性は一九六九年五月一三日の条約法に関するウェーナー条約によつて確認規定せられてゐる。

本件において、条約に關係するイスラーム法(カリッタ法の一部として)に及ばれなければならない。前述の「しかし、國際

関係の諸規則 (Law of Siyar) は同法において共通な実定法の構成部分とみなされている。条約は契約としての性質を認められ、それ自体同一の契約的拘束力を有する。これは聖典 ハーランの数節、特に次の二節に基礎を有する。

「(トマホー) の契約を結んだからには、それを履行しなければならない。一度立てた誓いは破ってはならない」(S XVI, 91)。

「契約は責任を伴うから、それを履行しなければならない」(S XVII, 34)。

(V. our Lectures on Islamic International Law,
op. cit., p. 268, and our Arabic book on Interna-

tional Law and Relations, op. cit., p. 139)

「国際法上」 条約拘束性の原則はしばしば「事情変更」

(Rebus sic standibus) の命題によって制限される。この

ことは、条約の拘束力はそれが締結されたときの事情の存続を条件としていることを意味する。かかる事情が実質的に変化した場合、条約の変更なし取消を請求しかつ訴えることがやである。

この制限は「予見されなかつた事故の理論」(不測の理論) に類似している。そして、この理論は若干の国家の民法なら

リビア・アメリカン石油会社事件 川岸

の行政法において知られている。リビア民法は他のアラブ民法と同じく制限的事由に言及している。それは上述の第四七条二項において次のように規定している。

「2 ただし、予見されなかつた例外的かつ一般的的事情が発生し、それがために契約の履行が不可能でないとしても債務者にとって負担となり重大な損失をもたらす場合、裁判官は事情に応じかつ両当事者の相互的利益を比較衡量して、合理的な範囲内において当該債務を軽減することがである。反対のいかなる合意も無効とせられる。」

6 リビア・アメリカン石油会社の国有化の法的性質の決定と意味

国内法上一般に支持され、かつ国際法原則にも共通した諸見解が国有化の権利対財産権ならびに契約尊重との関連において表明される。したがつて、これらの見解に照らしてリビア・アメリカン石油会社の国有化措置の法的性質の決定を検討することが必要となる。

リビア・アメリカン石油会社はかかる措置が政治的動機に基づきかつ差別的没収的であり、したがつて違法であると

主張している。

上述の措置が政治的動機に基づき合法的な公共目的を目的としているという主張についていえば、国際法理論における一般的見解は公共事業原則が国有化の合法性の必要な要件ではないということである。この原則はグローチュスとその後の国際法学者によつて言及されたが、現在、国有化に対してその適用を支持する国際的権威は裁判やその他のいかなる出典にもみられない。動機は国際法にとって無関係であり、各

国家は自由に「公共善」について有益かつ必要と考えることがらを自ら判断することがができる。国家が追求する目的は第三者に關係しない」(V. Friedman, op. cit., p. 140—142; and White, op. cit., p. 145)。

この主張は容易に理解することができる。ところには通常国有化はそれ自体一般政策ないし政治計画を前提としており、国有化はそれを支持して実施されるからである。

しかしながら、政治的動機は政治的報復の結果として差別的な形態をとることがある。それは、リビアン・アメリカン石油会社がその国有化措置の差別的性格について主張したところである。

無差別であることが合法的な国有化的有効性の要件である

ところとは明白である。このことは国際法の理論と現行において十分確立した原則である (V. White, op. cit., p. 119 et s.)。したがつて、純粹に差別的な国有化は不法かつ違法である。

リビアン・アメリカン石油会社は本件における差別の主張を支持して、当該国有化が「特に会社の米国籍を理由に米国会社たるリビアン・アメリカン石油会社を対象としたものであり、またすべての紛争の解決手段として仲裁に訴える権利を含め、同社がコンセッション協定のもとで保証された一定の諸権利に固執したことを理由としている」と主張している。「その国有化は、リビアで操業する特定の外国会社を冷遇することにあつた。」さらに、「リビアン・アメリカン石油会社は、かかる措置が「政治的報復の武器として会社が設立された國家の政府に対して向けられた」と主張している。そして、その措置が「リビアの新しい政治体制に反する政策をとる国家に対する政治的報復の総合計画の一環であつた。」特に、「その時期はエネルギーに関するワシントン会議の開催に合わせて設定された。」かかる主張を評価するためには、原告が述べた次の諸事実を想起するのが望ましい。

(a) 革命後のリビアにおける最初の国有化措置が、リビアに移住していたイタリア系移住者のすべての土地、建物などに利益に係るものである。

(b) 最初の石油国有化は一九七一年一二月七日のブリティッシュ・ペトロリアム社の国有化であり、その第二は一九七三年六月一日の米国系バンカー・ハント社の国有化である。

(c) リビアン・アメリカン石油会社の最初の国有化法は一九七二年九月一日に公布された。それはリビアン・アメリカン石油会社のみならず、その他のアメリカ系、非アメリカ系

会社、つまり Shell Libya, Esso Standard Libya Inc., Esso Sirte Inc., Grace Petroleum Corporation, Mobil Libya, Gelsenberg Libya, Texaco Overseas Petroleum Company, California Asiatic Oil Company の名門セッションの五一ペーペントを対象としていた。これらの石油会社はすべてその後リビアと取極を結び、現在なお操業を継続している。アメリカン・マーチ・イー石油会社を含むその他の会社はこの国有化によって影響を受けなかつた。

(d) 一九七四年一月一日の第二次リビアン・アメリカン石油会社国有化法は、同社のコンセッション利益の残余の四九ペーセントを対象とするものであった。それは明らかに政

府との合意の不成立を動機としていた。同日、テキサコ・オバシーズ石油会社とカリフォルニア・アジアティック石油会社の二社も国有化された。

(e) 第一次国有化法直後、リビアの首相は一九七三年九月一日の声明において石油会社との交渉をおこなうための諸原則を明らかにした。それは無差別かつ一般的な表現において起草されていた。そして、それはリビアの国有化の動機が自國の石油所有権回復という願望にあることをはつきりと指摘していた。

上述の諸事実から明らかなるように、リビアン・アメリカン石油会社は国有化された最初の会社ではなく、また第一次国有化法によつて国有化された唯一の石油会社ないし唯一の米国会社でもない。さらに、リビアン・アメリカン石油会社のみが第二次国有化法によつて国有化されたわけでもない。リビアン・アメリカン石油会社以前に他の会社が国有化され、アメリカ系非アメリカ系会社も同社と同時かあるいはその後において国有化された。そして、他のアメリカ系会社はリビアにおいて依然として操業を継続している。

したがつて、その政治的動機が国有化の主要な動機ではなく、それが当然純粹な差別的措置としての十分な証拠となり

えないと結論することができる。

さらに、リビアン・アメリカン石油会社は、リビアによる同社の財産の接收が十分な補償の同時支払いならびにその迅速な支払いを確保するための実効的手段を伴っていないが故に、没収的であると主張している。

この点、国有化の権利行使は補償を条件としていることが想起されなければならない。この義務はリビア国有化法によつて承認され、そのための手続に関する規定がそこに置かれている。この規定が実施されておらず、したがつて本仲裁手続きが開始された。それ故、この重要な問題は救済一般、特に補償に関する次節において検討される。

リビアン・アメリカン石油会社は係争点を論述しつつその法的根拠と理由を論ずる過程において、特に、「法的資料」と「法的協議」を提出し、その根拠として「不当利得」と「権利濫用」に言及した。

原則として、これらの根拠は他の根拠が利用されないとあくのみ補足的に訴えられる。たとえば、レバノン法(Article 141 of the Code of Obligations and Contracts)やその他類似の多数の法典において、不当利得は他の責任事由が存在しない場合にのみ認められる。

詐欺的ないしは純粹に差別的な意図が証明されないがぎり、不当利得や権利濫用、不法行為責任の根拠は別にして、リビアン・アメリカン石油会社に対するコンセッションとその国有化に関するリビアの契約責任が残る。

六 契約の期限前の終了に関する救済

1 国有化による契約の終了

国内法と国際法の双方によつて認められる次の命題が上記の法的考察から抽出することができる。

- (a) 財産権は無体財産としてのコンセッション上の諸権利を含め、原則として不可侵である。ただし、それはその社会的機能と公共福祉に服する。
 - (b) コンセッション協定を含む契約は両当事者を拘束し、両当事者はそれによつて拘束される。
 - (c) 国家が自国の富と天然資源を国有化する権利は主権的である。ただし、それはコンセッション協定の期限前の終了については補償の義務を条件とする。
- 上述の諸命題に照らして検討すると、リビアン・アメリカン石油会社のコンセッション協定は拘束力を有し、次のいずれかを根拠とする場合を除いて有効に終了することができない。

い。

(a)

協定第一条と第三条による契約期限の終了

(b) 上述の契約神聖原則、特に協定第一六条の明示的条項

を基礎とした契約両当事者の合意

(c) 協定第二七条に規定された仲裁に付託するリビア・

アメリカン石油会社の権利を含む、契約義務不履行を理由と

したリビア政府の取消

(d) 補償要件を充たす無差別の国有化

さるに、若干の法体系（たとえばフランスとレバノン）において、国家は行政法上現実の損害と損失利益、すなわちすべての損害を含む補償の支払いを条件としてコノセッショノを賃戻す権利を認められてる（V. Jéze, Droit administratif, III, 1223 et s.）。

したがって、現在訴えられている国有化措置は義務発生の源泉であり、リビアン・アメリカン石油会社が仲裁によつてそれに対する救済を求める権利を有する。

事実上述したように、リビアン・アメリカン石油会社が本仲裁において請求している救済は、主たる救済としての原状回復と代替的救済としての損害賠償である。

これら二種の救済に加えそれらを補足するものとして、リ

リビアン・アメリカン石油会社事件 川岸

リビアン・アメリカン石油会社はリビアの国有化と上述のコンセッションの所産に対するリビアの権原の違法性を宣言する宣明的判断を請求している。

主たる救済としての原状回復と宣言的判断は本節において検討されるが、代替的救済としての損害賠償は特に後節において考察される。

2 原状回復

リビアン・アメリカン石油会社は、この請求を支持してリビアの国有化措置が違法であつて国際的承認を与えないこと、そして原告が原状回復を受ける権利を有し、リビアが原告のコンセッションから採掘された石油に対していかなる権原も有しないことを請求している。

リビアン・アメリカン石油会社は、この請求を支持して（上述の国有化の結果としての）収用が契約ならびにそれによつて創出されたその他の財産を含む同社の財産の違法な接収を構成すると主張している。

この主たる請求は、国際法諸原則に共通しき法の一般原則とも一致するリビアの国内法諸原則に照らして検討される。これらの一般的な共通諸原則によれば、履行が可能である

場合、債務は特にその本来の性質において履行されなければならぬ。

事実、いの点リビア民法はその第1106条1項において次のように規定している。

「履行が可能な場合、債務者は第1111条ならびに第1111条に従い自己の債務をその本来の性質において履行しなければならない」(V. the same Article in other Arab Civil Codes and esp. in Article 249 of the Lebanese Code of Obligations and Contracts)。

この種の命題はイスラーム法學にも存在する。そしてそれはリビア法の一部を構成している。「権利は可能なかれりそれが本来の性質において回復されなければならない」というのがイスラーム法のシャリーアの一般的な法諭である。そのことはまた「代物(救済)は主物が不十分であるときにのみ訴えねり」とがである」という他の法諭に表明か敷衍されている。またこの一般原則は、原状回復が履行の可能性を条件としていたが、その不可能性によつて適用を除外される国際法に共通している。

事実、いの不可能性は国際分野において通例である。それ故、「国家に対して原状回復を強要する」とは、事实上国家

の対内主権に対する尊重しえない介入となり、不可能である」といふことが主張われてゐる(v. Friedman, op. cit., p. 214)。

したがつて、国際法上原状回復は国有化国の主権の正当な尊重に反するところであつた。これは一九六五年一一月二一日の判決においてオーストリア最高裁判所が判示した見解である(O.G.H., Evidenzblatt, 1966)。

れども、ローマン・ヨーロッパの違反の国有化は国際不法行為であり、それに対する救済は原状回復であるとする立場で十分な出典が存在していないと主張されてゐる(V. White, op. cit., p. 86 and 163)。

その上、原状回復は係争の国有化措置の取消を前提とする。その種の取消はまた国有化国の主権を侵犯する。れども、国有化はしばしば司法その他の規制を免除される「主権の無答責」としての性質決定がなわれる。

事実、リビアは一般的に、特に全石油会社に対する一九七三年一一月八日付回状において、あらゆる仲裁に反対して國家主権の原則を主張し、しばしば再確認した。リビアは特にリビア・アメリカン石油会社の仲裁に對しての否定的態度をとり、これらの仲裁手続に応じず出廷しないとをしなが

つた。

3 宣言的判断

上述の諸理由により、リビアン・アメリカン石油会社は原状回復の不可能性を默示的に認め、したがつて本仲裁裁判所に対してリビアにおける原告の諸権利の回復に代わる救済を裁定するよう請求した。

他の救済、特に後述する損害賠償は別として、リビアン・アメリカン石油会社はリビアの諸行為が違法であり国際的承認を与えないこと、そしてリビアが同社のコンセッションから採掘された石油の権原を有しないことを宣言する判断を求めた。

一九七五年七月七日のこの要求はリビアン・アメリカン石油会社の「仲裁の申立」において次のように系統的に述べられている。

「(a) リビアン・アメリカン石油会社のコンセッションを一方的に終了することを目的とする一九七三年の法律六六号と一九七四年の法律一〇号の国有化措置は、一九五

五年一二月一二日のリビアン・アメリカン石油会社協定においてリビアが提供し、一九六六年一月二〇日の修正においてリビアが実効的な支払いまで無効であると宣言する判断を請求している。」

リビアン・アメリカン石油会社はこの要求を支持して、同種の宣言的判断が申し渡された若干の国際仲裁先例を引用し

協定によって変更かつ再確認された明示的な諸条項と保証を侵犯しており、リビア政府による同協定とそれに適用される法の基本的な違反を構成すると宣言すること。

(b) 国際法諸原則に共通なリビア法の諸原則と法の一般原則に反し、かつリビアン・アメリカン石油会社協定に違反してコンセッション区域一六、一七、二〇において石油を探査採掘する同社の排他的な権利をリビア国営石油会社に帰属させることを目的としたリビア政府の一方的な行為は、かかる権利をリビア政府ないしリビア国営石油会社に移転する効力を有せず、リビア政府によるかかる契約と財産権の移転のみならず、かかる権利の行使と称してリビア国営石油会社によつてまたはリビア国営石油会社に代わつて採掘された石油に対する権原も国際的な承認を与えない」と宣言すること。」

ている。リビアン・アメリカン石油会社はまた一九二一年のドイツ・スイス仲裁裁判条約と一九二八年の国際紛争平和的処理に関する一般議定書(第三二条)を引用している。その規定によると、原状回復が不可能である場合、その他の衡平上の賠償が権利を侵害された当事国に与えられなければならぬ。リビアン・アメリカン石油会社は他の先例をも引用している。そしてそれらの先例において、「不法なる行為から権利は生じない」(ex *injuria jus non oritur*)とか「何人も自己の享有する以上の権利を他に譲渡するべし」と記載する。(nemo plus jure transferre potest quam ipse habet) といふことが主張された。

しかしながら、この種のあらゆる主張は上述したような国有化措置を含む国家主権やいわゆる「主権の無答責」の法的考察と対立しない。ともかく、それらは原状回復の救済の場合と同じように執行の実際上の不可能性に直面する。事実、リビアン・アメリカン石油会社の利益と権利は不可分であり、これらの権利の所産と共同所有者の諸権利の所産とを区別することは因難である。請求された宣言的判断は实际上執行することができないであろう。

執行の不可能性に関するこの見解を支持する國際諸先例が

引用可能である。たとえば、一九五一年のアングロ・イラニアン石油会社のイラン国有化において、同社は複数の港に停泊する油槽船内にある国有化された石油の返還を請求した。一九五三年一月九日のアデン最高裁判所の判決とは反対に、東京高等裁判所(一九五三年)ならびにイタリーのヴェニス裁判所(一九五三年三月一日)とローマ裁判所(一九五四年九月一三日)はアングロ・イラニアン石油会社の請求を却下した。その他、英國の諸先例もこの意見を確認している(V. François Boulanger, *Les nationalisations en droit international privé comparé*, Paris, 1975, No. 40—42)。

これららの諸理由から本仲裁裁判所は、原状回復の救済と請求された意味における上述の宣言的判断に関するリビアン・アメリカン石油会社の要求が法的な根拠を有せず却下されなければならないと結論するに至った。

七 補償と損害賠償

- 1 賠償に関するリビアン・アメリカン石油会社の権利

本来の性質における履行が不可能である場合に当然代替履行が与えられなければならないという法原則に準拠し、リビ

アン・アメリカン石油会社の国有化措置によつて生じた契約の解除がコンセッショーンの準拠法上賠償を条件とされる」と想起するのが有益である。

その準拠法、つまり国内法と国際法によつて共通して認められる諸原則によれば、国有化されたコンセッショーン保有者に対する補償支払い義務は国有化の権利の当然の結果である。

事実、リビア民法二二八条は次のように規定している。

「債務者が債務をその本来の性質において履行すること不可能である場合、債務者は執行の不可能性が自己に無関係な事由によることを証明しないかぎり自己の債務不履行を補償しなければならない。」

リビア国有化法もその第一条において補償原則を認めてい

る。もともと、リビアン・アメリカン石油会社の場合、この原則は慎重な措置と実際の支払いによつて実施されていない。しかし、これまでの同種の事件において、リビアの実行と慣例は各種の友好的解決をはかることによつて補償支払い義務を承認している。

国有化の補償支払いに関する同一の義務は上述の国連諸決議において強調されている。一九六一年一二月一四日決議一

八〇三は、国有化財産の所有者が内外人を問わざず十分な補償を支払わなければならないと規定していることが想起される。同じく一九七四年一二月一二日の決議三二八一によれば、国有化の場合に適当な補償が当然支払わなければならない。

この補償義務は常設国際司法裁判所によつても強調された。たとえば *Jablonsky v. German Reich* 事件において、同裁判所は一九三六年八月一四日の判決において、コンセッショ

ンに含まれる財産利益が確定的権利尊重の原則により国際法上保護を与えられ、かかる利益の収用については当然賠償が支払われなければならないと判示した。

実行上、大多数の国家は国有化の場合の補償支払い義務の存在を承認している (*V. White, op. cit., p. 11—17, 187 et s.*, 235—243)。

この当然の補償原則は国内法のみならず国際法の理論と実行によつても等しく支持されている。かくして、同原則はコンセッショーン協定第二八条によりその準拠法として本件においても適用されなければならない。

したがつて、この点についていかなる困難も原則として存続しない。同じように、この補償が最少限生じた損害、例えばすべての資産、設備ならびに諸費用を含む、国有化された

有体財産の価値を含むといふといふといふがなる困難も存在しない。

しかしながら、この点で議論される問題としては、補償の範囲やコンセッション上の諸権利の無体財産に関する補償の決定方法、ならびに利益の損失 (lucrum cessans) がその決定に含められなければならないか否かといふのがある。この重要問題については、国内法と国際法の理論と実行上の裁定の間に実質的な見解の相違がみられる。

これらの相違は以下国内法、ならびに財産の不法な接收と合法的国有化に関する国際法との関連において順次検討される。

2 リビア民法における利益の損失

大多数の文明国の国内法体系は不法行為と契約違反の二種の分野においても、利益の損失と生じた損害を補償の一の構成要素とみなしてゐる。この見解は行政法のみならず民法における詮詰められてゐる (V. Laubadere, op. cit., II, No. 499)。

契約違反といふ、コット民法は他のトーハ民法 (for ex. Article 259 of the Lebanese Code of Obligations and

Contracts) と同じくこの見解を認めてその第111回条において次のように規定している。

「損害賠償額が契約や法律によつて定められていない場合、裁判官はそれを決定しなければならない。この損害賠償には、債権者が債務の不履行ないし履行遅滞の通常の結果蒙つた損害と損失利益が含まれる。」

前述した如くリビア法の補足的構成部分であるイスラーム法の立場を検討することが、この点において有益である。大多数のイスラーム法学者の支配的な見解、特にマーリキーとシャーフィイーによれば、金銭的に評価される無体財産は *Manfa'ah* と称される通常の財産なる動産 (mal) とみなされ、したがつて不法な収用なし不法使用 (ghash) に対する当然支払われなければならない損害賠償の一要素を構成する。事実この点、マーリキー (マーリキー派の創始者) は、不法使用者が不法に占有する財産と不法使用期間中のその受益的使用 (manfa'a) の価値を返還しなければならないと教えている (V. "All-Mudawanna al-Kubra" (the Great Treatise) of Imam Malik, Cairo, 1323 H., Vol. XIV, p. 62—65; and our "General Theory" op. cit., Vol. I, p. 161 and 162)。

3 財産の不法な接収の場合における国際法上の

利益の損失

契約準拠法に関するリビアン・アメリカン石油会社のコン

セッション協定第二八条七項は国際法諸原則に共通なリビア法の諸原則の適用を義務づけている。したがって、国際法諸原則が利益の損失についての上述のリビア法の命題を明白に承認しているか否かが確かめられなければならない。

原告はかかる命題が国際法において承認されていると主張している。原告は、原状回復が不可能であるか非実際的である場合、特定履行ないし原状回復の代物が考慮され、適当な損害賠償措置とその算定方法が決定されなければならないと繰り返し主張している。

したがつて、リビアン・アメリカン石油会社は補償を次の二つの根拠に基づいて請求している。その第一はリビアによる財産の接收とコンセッション協定の履行拒否が国際法上不法であり、原告は特定履行に代わって生じた損害と失った損害を含む完全な損害賠償を受ける権利を有するということである。そして、第二の根拠とは十分な補償が長期コンセッション協定の合法的な国有化についても当然に支払われなければならぬことである。

リビアン・アメリカン石油会社事件 川岸

ばならず、コンセッション保有者が契約期間に実現しうる将来の経済的利益に関する現在の価値評価も含められなければならないということである。これらの二つの根拠は以下順次検討される。

第一の根拠は不法な国有化に関係している。原告はそれを支持して次の諸先例（その大部分はホワイトマンの著書『国際法における損害賠償』（一九四三年）に記録されている）を引用している。

(a) 一九六三年三月一五日のサファイヤ

国際石油仲裁裁判

「この補償には契約を履行するに当たって負った諸費用などの生じた損害 (demonum emergens) と契約が得たであろう純益などの失った損害 (lucrum cessans) が含まれる。損失利益ないし不確定利益の損失に対する補

償の裁定は国際仲裁においてしばしば認められている。」

(b) 一九三〇年のレナ・ゴーリドフィールズ仲裁裁判

「…会社が得たと考えられかつ政府が現在得ることのできる将来の利益…」

(c) 一九三五年一月三日のギリシャ電話会社事件仲裁裁判
この判断は、会社は契約が国家によって実施された場合

「同社が得たと考えられるものについて」補償されなければならぬと裁定した。

(d) 一九〇〇年五月三日のボリガト湾東部アフリカ鉄道会社仲裁裁判

「かかる不法占有者たる国家は、その権利侵害について完全な賠償をおこなわなければならぬ。」

(e) 一九〇〇年一月一六日のロバート・ハイ対グアテマラ事件仲裁判断

この判断は補償が *damnum emergens* ～ *lucrum cessans* としての生じた損害と失った損害を含み、原告が「期限終了までに同鉄道から得る全利益を受ける権利を有する」と決定した。

(f) 一九三〇年七月一日のペーチー、ショットハム(米国)対グアテマラ事件仲裁判断

この仲裁判断において、裁定総額は *damnum emergens* ～ *lucrum cessans* の双方を含み、そして後者は「…契約の直接的な結果でなければならないや、間接的な…」純理的であつてはならない…。(上かし) 契約違反の可能な結果として両当事者によつて予期されていだと合理的に推定するべし」がである」

といふことが宣言された。

原告はこれらを支持して、国際法学者の見解を引用してゐる。たとえば、オコンネルは不法な収用の場合に期待される利益の損失を表わす損害賠償を…支払う責任が収取国に発生するとしている (In International Law, 1970, 1115)。

理論的な法律的意見であれ判例法であれ、上記の引用は疑いもなく財産の不法な収用の場合に適用される。これらの大部分の先例はすでに古く、国有化の権利に関する概念の最近の展開以前のものである。すでに詳述したように、今日の権利は期限終了前に国有化されたコンセッションにのみ適用される。「条約なし」慣習国際法規則の諸制限を条件として…。国家は適切と認める方法と型態において自由に収用を実施することができる」と主張されてゐる。もちろん、国家はその行使において無差別原則や正当な補償支払いの必要性など、行為の国際標準を遵守しなければならない (V. Friedman, op. cit., 220—221, 134, 140—142; and White, op. cit. 35 et seq.)。

リビアン・アメリカン石油会社は補償を評価する第一の方法に関連して、長期コンセッション協定の合法的国有化が損失利益、つまりコンセッション保有者が契約期間を通じて実現しえたと考えられる経済利益の現在の価値を含む、十分な補償を必然的に伴うと主張している。

この第二の方法は不法な接收と区別される合法的国有化に関係している。この種の区別はすでに一九二二年のホルジョウ工場事件の付隨的意見において常設国際司法裁判所によつて指摘されている。そこにおいて、不法な接收の場合に被害者はその当初の諸権利を回復されなければならないが、反対に唯一の不法行為が収用に対する正当な補償の未払いである合法的な国有化の場合、補償は不法占有時における同企業の価格でなければならないということが明らかにされた（V. White, op. cit., p. 236）。

原告は合法的な国有化の場合においても利益の損失が十分な補償に含められなければならないという主張を支持して、一連の先例を引用している。その主要な先例はノルウェー請求権の仲裁裁判における常設国際司法裁判所の一九二二年一〇月一三日の判決である。その決定において、正当な補償は接收された「財産の公平な市場価値」に基づくられ、かつ

「同種の財産所有者と比較されるノルウェー人所有者の利益の損失」を含まなければならないことが裁定された。

また、原告は英米請求権委員会の諸決定とその他の諸決定における同種の裁定を引用している。それらの裁定において、利益の損失は「推定される収益性」や国有化時点における会社の「株価」、「企業の公平な市場価値」ないし「排他的ライセンスや特許の価格」を基礎としている。

原告は、採取産業におけるコンセッション協定の終了ないし収用に対する支払われる一括支払い補償を評価して、補償の手がかりはコンセッション埋蔵量の規模の証明に依拠し、コンセッションの期間を通じてこれらの埋蔵量の採取と販売によって実現されたと考えられる利益を見出すことにあると結論している。

これらの主張はこの点適切であるとはみなされえない。それらは概して曖昧であり、実際に適用することが因難である。さらに、それらの主張は係争問題にとって決定的ではない。この点国際法の理論と実行は一つの一般的な統一規則として一致していない。

国際的実行における若干の名高い事例の検討がこの点で有益である。第一次世界大戦におけるロシアの国有化は無補

償であり、特に第二次世界大戦後において東欧諸国や若干の米州諸国、フランス、英國によってとられた国有化措置において部分的な補償が事後ににおいて支払われたにすぎないといふことが指摘されている。一般的に、補償は一括支払い協定 (forfaitaire) やその他の友好的解決によって決定された。

一九五一年三月と五月におけるアングロ・イラリヤン石油会社のイラノ石油国有化 Esso Standard Libya, Esso Sirte Inc., Shell Libya, Grace Petroleum Corporation, Mobil Libya, Gelsenberg Libya, Texaco Overseas Petroleum Company, California Asiatic Oil Company の一九七三年のリビアの部分的国有化はすぐて両当事者間の各種の新協定によって友好的に解決された。同のことはオクシデンタル社といわゆるオランス・グループの三社によって締結されたリビアの特別協定についてもいふ。

一括支払い協定による部分的補償は、メキシコと英國の間に締結された一九四六年協定によって例証される。同じく、スエズ運河会社がエジプトの一九五六年七月二十六日デクレによつて国有化されたが、この紛争は外交摩擦とイスラエル、英國、フランス三国の軍事侵略に次ぐ長い交渉の結果友好的な一九五八年七月二一日のジュネーブ協定によつて最終的に解決された。エジプトは同協定において、発起人株式 Parts Civiles の所有者の全請求権の完全かつ最終的な解決としてスuez金融会社に対して総額「八三〇万エジプト・ポンド」を一括して支払は、エジプト国外における同会社の全資産を放棄するのを保証した (V. "The Suez Canal Settlement" documents edited by E. Lauterpach under the auspices of the British Institute of International and Comparative Law, London, 1960)。

同一のリバード一九七一年一一月七日のブリティッシュ・ペロコット社 (BP) のイラノ石油国有化についてもいふ。一九七三年一〇月一〇日、仲裁裁判所が欠席裁判で下された。そして、前述したように一九七四年、一括補償の支払いをして合意が達せられた。

補償の決定に関する伝統的な学説は、今日のこの種の国際的実行のもとに財産権や天然の富と資源を国有化する国家の主権的権利といった概念の最近の発展の影響を受けている。

伝統的な学説は外国人の国有化財産に対して「迅速、十分、実効的」補償の支払いを要請した。これは前述した声明においてアメリカ国務省が採った方式である。特に、「十分な」補償は「失った利益」 (lucrum cessans)、すなわち投下資本や

特定期間付与されたコソセッシュン上の権利などの財産からの将来における利益の損失を含まなければならなかつた(V. White, op. cit., p. 15)。

この伝統的な学説は両大戦間においてもまた第一次世界大戦後においてもかなりずしも受け入れられなかつた。上述の仲裁判断(たとえばデラコア湾鉄道事件ヒンコーホルト事件)において裁定されたように、利益の損失を含む十分な補償は、やはや命令的な一般原則として容認されたが、それは補償評価の技術的規則や処理協定に至る有益な指針としての価値を有するにすぎない(V. White, op. cit., p. 18)。それは実行においてはほとんど達成されない法諺としてのみ有效である(V. Katzarov, op. cit., p. 447)。

結論として、国有化措置が無差別であり条約に違反していることを条件として、また補償が支払われるということを条件として、コソセッシュンの期間の終了前にコソセッシュン上の諸権利を国有化することは合法であると断言するといふが、である。

この点最近、各種の操作がその理論的研究と実際上の適用において言及されてゐる。最近におけるこの傾向は、La Société Minière d'Ouenza が国有化したアルジニアの一九六七年五月一日デクレによつて例証される。しかし、同鉱山

(V. Friedman, op. cit., p. 220—221, and White, op. cit., p. 178)。

このように混涇としてはいるが、しばしば「不可予見の理論」(予見されなかつた事故)と称される学説が言及される。そして前述したように、それは通常契約の分野についてばかりでなく民法(一四七条〔項〕)とその他の民法や法体系、さらにコソセッシュンやその他の行政契約の分野についても多数の国家の行政法によって認められている。この学説は特殊な状況の出現によつて不当となつた契約諸規定を改訂する裁判所の権限を認めてゐる。

上述の学説は、古くから負担となつた条約を改正する根拠として国際慣習によつて認められる「事情変更」(Rebus sic stantibus)の学説と同一視されてゐる。そしてそれは国有化を合法化したり、少なくとも損害賠償の評価に関する伝統的な諸原則の困難を緩和する根拠として若干の国際法学者によって提案された(V. Katzarov, op. cit., p. 442 and 444)。

しかし、コソセッシュン保有者が期間内の将来における利益の全損失について補償を請求しらるか否かの問題は論争のあるといひであり、依然として最終的には解決されていない

会社株式の過去1年間にねらる平均市場価値と相当する補償がその「デクン」において規定された (V. Boulanger, op. cit., p. 200)。

この同一の傾向は最近の若干の著書において顯著である。

そして、「完全かつ事前の」補償という原則がもはや絶対的ではなく、単に「適切かつ平衡上の」補償が国有化の場合に要請されるにすぎないと主張される。この傾向は国有化財産の所有者の利益のみならず、社会(共同体)と国有化国の利益をも考慮に入れるとの必要性によって正当化され得てゐる。

また、一九一九年と一九四六年のドイツ憲法 (angemessene Entschädigung) やアルジニアの独立に際してハラスとトルジニアとの間で締結されたコヴィアン協定の保証宣言において、「事前の完全ないし十分な」補償方式は「適切な平衡上の」補償方式をもつて替えられた。同じく一九五〇年の「国際法学会」バスク会期に提出された決議案は、国有化に関する補償が決して事前の完全な補償の原則に服しないと規定してゐる (V. Boulanger, op. cit., p. 94 and 124; and Katsarov, op. cit., p. 174, 211, 429, 441 and 445)。

5. 補償の評価

原告は利益の損失を考慮に入れるいとの必要性を支持して、その金銭賠償の計算の手がかりがコンセッシュョン埋蔵量の規模に依拠すべきであり、かかる損害賠償の算定は収用の実施日からコンセッシュョン期間を通して同埋蔵量の採掘と販売によって実現される利益を認定しなければならないと主張している。

他方、リビア政府は係争中の国有化法第一條において、「リビアン・アメリカン石油会社に帰属した財産、権利、資産」に對して補償する義務を承認している。第一次国有化法の翌日すなわち一九七三年九月一日に発表された声明において、首相は同条の有權的解釈として石油会社との交渉をおこなうに當たっての基本的諸原則を明言している。同首相は補償が「純簿価」を基礎として支払われなければならないと述べ、その声明の意図を次のように説明している。

「第一の原則は、わたくしが地下に埋蔵する自分自身の石油を買うことができないといふことである。それは自分の家を一度買う人のようなものである。換言すれば、リビアは補償が純簿価に基づかなければならぬと考え、それを強調してゐる。この問題はリビア人民について重

要である。わたくしは純簿価の意味を国民が理解できるよう説明したい。」

「たとえば、純見積価格はオクシデンタル社がたとえば一億リビア・ディナールを支払つてリビアにおいてコンセッションを取得したときがそうである。同社は一九六一年に生産を開始した。たとえば、われわれはこの特定会社がコンセッション協定署名以降一億ディナールを使つたが、一九六二年までに六千万ディナール相当を回復したと仮定しよう。国有化ないし参加時点における簿価は四千万ディナールとなる……。」

「利益は純簿価ないし会社が石油協定に基づきおこなつた支出から控除されない……。」

「第二の原則は、われわれに協力しようと欲する者は何人もリビアアラブ共和国が乳牛でないことを悟らなければならぬということである。何人もわれわれに協力しようと欲する者は利益の一部がリビアアラブ人民のために利用されなければならないことを悟らなければならぬ……。」

これら二つの見解が相いれず、受入れることのできない二つの両極端を構成すると述べる必要はほとんどない。かか

る状況と上述のような意見と先例の混乱のなかにあって、本紛争において損害賠償を評価することの困難は容易に理解することができる。

国有化の分野における利益の損失に関するいわゆる原則についての上記の法的考察と先例から引き出しうる明白な結論は、コロンビア対ペルーの庇護事件における国際司法裁判所の一九五〇年一一月二〇日判決において要約されている。

「実行は各種の事件における政治的便宜の考慮によって影響され、したがつて申し立てられた原則に関する法として容認される一定不変の慣行を認めることはできぬい。」

さらに、国有化に関する上述の最近の国連諸決議は損害賠償の評価について明確な基準を述べていない。一九七四年一月一二日の決議三二八一は、「外国人財産を国有化し、収用し、またはその所有権を移転する」国家の権利を宣言して漠然と次のように述べている。

「……自國の関連法規及び自國が適切と認める事情を考慮して、適當な補償を支払わねばならない。補償問題で紛争が生じた場合はいつでも、その紛争は、国有化を行ふ国の国内法に基づき、かつその法廷において解決さ

れなければならない。但し、すべての関係国が諸国家間の主権平等の基礎の上にたち、かつ手段の選択の自由の原則に従い、他の平和的手段を追求することにつき自由かつ相互間で合意した場合はこの限りではない。」

前記の先例ならびに権威ある意見や諸宣言から明らかなるように、このように混乱した国際法の現状において、特定履行に替わる国有化の補償の決定に当たって特に利益の損失 (lucrum cessans) の全部ないし一部が、生じた損害 (damnum emergens) に加え含められるか否かについて、リビアの国内法と国際法の間において諸原則の共通性ないし一貫性の決定的な証拠が存在していないことは明白である。

リビアン・アメリカン石油会社のコンセッション協定第二八条七項に従い、かつまた係争問題に適用されるリビアの国内法と国際法に共通な諸原則が上述の如く存在しないが故に、国際裁判所が適用する法の一般原則に言及することが必要となる。

これらの法の一般原則の一に衡平がある。それはリビア法（民法一条）やイスラーム法 (Istisqan) ならびに国際法（国際司法裁判所規程第三九条二項）において補足的法源として共通して承認されている。衡平を考慮に入れる場合、本

紛争における損害賠償の評価規準として「衡平上の補償」方式を採用するのが合理的かつ公平である。

この方式は確かに主権概念に関する国際的な実行と理論的一般的傾向、国家の富と天然資源の目的、「第三世界」諸国の立場や行動における民族主義的なモティベーション、国有化の合法性と多発性ならびに一連の国連諸決議において総会の大多数の国家によって確認された最近の諸宣言とも完全に一致している。

本仲裁裁判所は上述の諸理由と考察から「衡平上の補償」方式を採用し、リビアン・アメリカン石油会社の「補償に関する申述書」における同社の請求を検討した。

同申述書において「リビアン・アメリカン石油会社は、リビアがその義務に違反することなくそれを尊重し、同社が石油コンセッションの継続的な履行上必要となつた費用を支払つたのと同一の純金錢的状態に置かれるることを請求している。」

したがつて、リビアン・アメリカン石油会社は物的プラントや設備、契約上の諸権利やその他の財産の価格を包む、コンセッションの価格に基づいた一括支払い方式の補償を請求している。

リビアン・アメリカン石油会社は、請求された一括支払い

金額が便宜上第一次収用行為の日である一九七三年九月一日と完全な接收の達成日である一九七四年二月一〇日の約中間の一九七四年一月現在の上述接收コンセッションの価格を基礎としていると述べている。

請求総額は次の三つの項目別に列挙される一億七百六十五万二千六百六十七ドルである。

物的プラントと設備 千三百八十八万二千六百六十七ドル
コンセッション二〇一ラグバ油田 一億八千六百二十七万ドル

コンセッション一七マブルク油田 七百五十万ドル

さらに、リビアン・アメリカン石油会社は上記の総額に対して一九七四年一月から裁定額の支払いまで年率一二パーセントの利子を請求している。

これらの各要素は以下順次検討される。

コンセッション一六については、原告の補佐人は一九七七年一月一日の審理において、いかなる石油も検出されなかつたという証人 Hagan の陳述を確認し、リビアン・アメリカン石油会社がそれについていかなる補償も請求していないことを明言している。

6 物的プラントと設備の損失に関する補償

原告はこの項で次のように詳述している。

この項目はリビアがリビアン・アメリカン石油会社の国有化によって接收した物的流動資産と固定資産から成る。流動資産は現金（一万六千ドル）、タンク貯蔵原油（二百六万四千九百十八ドル）、原材料と消耗品（五千百十一ドル）、前納の事務所賃料とコンセッションの地表使用権（八万二千百六十六ドル）を含む。

固定資産については、その価格はかかる資産が収用以前に使用された期間に応じて減価償却により減額された。それらにはラグバ油井とその関連設備（三百六十四万七千四百二十九ドル）、マブルク油井とその関連設備（二百七十五万七百二十八ドル）、ラグバ・ガス・プラント（二百八十八万二千二百二十八ドル）、ラグバ地表設備（二百九十四万六千八十六ドル）、事務所設備（一万六千七百三十二ドル）、プロジェクト（五百二百五十九ドル）、有効原価（百七十三万三千十一ドル）が含まれる。流動資産と固定資産の総額は千六百十四万八千七百六十八ドルに上る。それは全物的資産の純価額を千三百八十八万二千六百七十七ドルとするために、総計二百二十六万六千九十一ドルに上る所得税や特別追加税、追加支払いの負担

額によって減じられなければならない。

この評価額は上述の資産におけるリビアン・アメリカン石油会社の三五・五パーセントの利益の市場価値に相当する。その価額は僅か七〇の油井の原価を基礎としている。その原価はリビアン・アメリカン石油会社の帳簿と記録に示されており、適当な国際中東建設指標の適用による建設費の変動によつて調整された。

リビアン・アメリカン石油会社はこの主張を支持して、L・L・レュア（コントローラー）、R・R・リッター（堀削部）、J・D・シッペルとD・M・リーチ（デルタ・エンジニアリング会社）各氏署名の詳細な報告書と明細書を提出した。

原告は仲裁の審理においてジョン・H・ギルクリストの口頭証言を提出した。「補償に関する申述べ」に添付された一般明細書に記録されているように、この証人は国有化措置後のリビアにおけるリビアン・アメリカン石油会社の物的資産と設備の評価に当たつてどのようにレュアに協力したかを説明した。

さらに、この主張はコンセッション協定第一六条によつて法的に支持される。同条はコンセッションがコンセッションの満期ないし終了時にその物的資産を撤去する権利を有す

ると規定している。この一般規定は国有化による期限前の終了を含む、あらゆる終了を意味する。

この契約上の義務を基礎とし、かつまた本仲裁裁判所が採用したように、国有化国が生じた損害（*damnum emergens*）に対して完全な補償を支払わなければならない明白な義務を確認している上述の法的命題に準拠して、本仲裁裁判所は生じた損害がコンセッションの期限前の終了時点における国有化資産の市場価値、すなわち原告の上述の証言によつて証明された現在の実勢評価額に相当しなければならないという結論に到達した。

要するに、本仲裁裁判所はこれまでに証明された諸事実にこれらの考察を適用した場合、請求額千三百八十八万二千六百七十七ドル（米国）が上記の物的プラントと設備に対するリビアン・アメリカン石油会社利益の国有化に関する正当な衡平上の補償として認められなければならないと考える。

7 石油コンセッション一〇（ラグバ油田）

の取用に関する補償

リビアン・アメリカン石油会社はこの項においてそのコンセッション契約上の諸権利の損失に関する補償を請求してい

る。その主張によれば、かかる補償にはコンセッションの残余期間ないしコンセッション内の石油埋蔵量の生産期間を通じてコンセッションがコンセッションネアにもたらした利益やその他の経済的収益の損失が含まれなければならない。

リビアン・アメリカン石油会社はこの主張をコンセッション二〇のラグバ油井における同社の一五・五パー・セントの利益に適用し、同利益の国有化に関する補償として総額一億八千六百二十七万ドルを請求している。同社はこの評価額に到達して次のように述べている。

1 評価は一九七四年一月一日から一九八八年一二月三一日まで、すなわちリビアン・アメリカン石油会社の貯蔵専門家と生産専門家によって決定されたコンセッションの生産有効期間の終了までに生産され得る原油等についておこなわれた。生産比率日産七万五千バーレルがその目的において使用された。

2 この評価過程において将来可能な拡大に留意することなく一九七六年七月現在の正式市場価値が一九七七年から一九八八年までの年間原油生産を評価するために使用された。

3 このように評価された総収益は操業コストを支出、ならびに一九七三年九月の第一次国有化措置以前に実施されて

いた比率によってリビア政府に支払われる租税と使用料によって減じられる。ただし、この種の比率とそれが適用された原油公示価格のその後の引き上げは考慮されえない。

4 リビアン・アメリカン石油会社は一九七四年から一九七六年までの九千四十二万ドルと一九七七年から一九八八年までの二億千六百六十八ドルに達した評価額から新規投資支出とその他の諸経費を控除し、年率一一・パー・セントの割引係数を適用して総計一億八千六百二十七万ドルに到達した。

リビアン・アメリカン石油会社はその評価を支持して、コントローラーのL・L・レニアとアトランティック・リッヂ・フィールド社国際部の技術専門家J・J・ハンク、K・G・ライリーとW・E・マクニールの報告を提出した。

またライリーとマクニールは仲裁の審理過程において証人として口頭において審問された。補償に関する原告の申述書に添付された両名の報告書はその証言によって確認された。彼らはラグバとマブルク油田における将来の石油とガスの生産高の概算の諸基礎を詳述し、かつ公示価格の推移やそれと市場価格との関連性、使用料と租税の算定、原油の評価を明らかにした。

はマーヴィン・J・ハーガン・ジュニアを証人とした。彼はラグバとマブルク油田の市場価値を評価するに当たって使用した方式に関する一九七七年一月一〇日付の報告書を提出し、口頭においてその内容を説明した。この同一問題は原告の「補償に関する申述書」の添付書類のCとDにおいて取り上げられている。

この申述書において、リビアン・アメリカン石油会社はコンセッション二〇の上述の評価をリビア国営石油公社（NOC）の不当利得と対比している。リビアン・アメリカン石油会社は、リビア国営石油公社が一九七三年九月一日から一九七六年末までに同社のシェアから実現した純収益は四千五百九十一万三千二百二十八ドルに達し、かかる収益の価額は一九八八年までに五千六百八十九万五千六百四十五ドルに上ると申し立てる。リビアン・アメリカン石油会社の説明によれば、この評価と同社の請求評価の大きな違いは、コンセッショネアの諸権利を毀損してリビア政府によって一方的に賦課され、かつ完全国有化の脅威のもとにコンセッショネアが黙認を余儀なくされた、現行の高い原油公示価格や所得税率や使用料率によるものである。この説明はハーガンの上述の証言によって確認された。

これらの二つの評価を比較しながら次のことが述べられなければならない。

1 リビア国営石油公社の不当利得の評価については、それが被告とコンセッション二〇油田のコンセッショネアによって実現されるか実現された実際の利益に相当し、より実際的であると思われる。確かにこの評価は一方的に賦課された高い原油公示価格や税率や使用料率を基礎としているが、この価格と比率は共同コンセッショネアによって受け入れられたし、過去、特に一九六六年におけるようにリビアン・アメリカン石油会社によつても受け入れられたであろう。

それにもかかわらず、この評価の諸基礎が契約の解除と契約当事者の意思の達成不能を構成するということは否定できない。さらに、それらの諸基礎はリビアン・アメリカン石油会社の先駆的事業とその後の諸活動における同社の大規模な当初の支出と危険を考慮を入れていない。

2 リビアン・アメリカン石油会社の評価については、上述の原油公示価格と税率や使用料率の引き上げが留意されないが、さらに繰り返される可能性のある原油の正式の市場価格の引き上げも留意されていないことが注意されなければならない。他方、この評価は操業コストとは反対に現在か

一九八八年までのほとんじ確実な通貨のインフレーションを考慮に入れてこない (Memorial on Indemnification, Annex C, Table II)。

以上の諸理由と考察から、本仲裁裁判所は両訴訟を一つの誇張された両極端とみなし、かつ上述の「衡平上の補償」措置を適用して、総額六千六百万ドルがコンセッションの一〇〇のラグバ油田におけるリビアン・アメリカン石油会社の利益の国有化に対する合理的な衡平上の補償であるとの結論に到達した。

8 石油コンセッション一七 (マブルク油田)

の取用に関する補償

リビアン・アメリカン石油会社は、一九五九年にコンセッション一七において発見したマブルク油田を開発する同社の権利の喪失に対する補償を請求している。

同社によれば、その発見当時とその後の数年間、石油貯蔵の性質を含む同油田の特殊な状態はコンセッションネアによる開発を非実利的にした。しかし同社の主張によれば、最近における原油の世界市場価格の四倍の値上がりとともに、同油田はコンセッションの諸条項にしたがってコンセッションネア

が実利的に開発する事が可能である。やがてリビアン・アメリカン石油会社は、リビア政府による原油公示価格や使用料率や所得税率の一方的な引き上げによってコンセッションネアが上述の油田を商業的に開発することを阻害されたと付言している。

それ故、リビアン・アメリカン石油会社は同油田における物的プラントと設備の価額としての総額二百七十五万七百二十八ドルのみならず、コンセッション一七の諸条項にしたがつて同油田を開発する排他的の権利とその機会の損失の最低価額に相当する総額七十五万ドルを請求している。

前節において、本仲裁裁判所はリビアン・アメリカン石油会社が生じた損害として同油田の物的プラントと設備の価額を受ける権利を有すると判断した。

ア国営石油公社ないしは少なくともリビアン・アメリカン石油会社の共同コンセッションが同油田を操業したであろう。したがつて、この項で請求された補償は法的に十分立証されず、それ故却下されなければならない。

9 利子と費用

リビアン・アメリカン石油会社は一九七四年一月一日から裁定額の完全な支払いなし回復までの利子を請求している。リビアン・アメリカン石油会社は利率が本仲裁人の裁量に委ねられていると述べながらも、一二二パーセントの利率の適用を要求している。というのはこの利率はリビアン・アメリカン石油会社が一九七四年から一九八九年までの期間に亘る三億五百七十一万ドルから損失した契約の請求を一括支払い総額一億八千六百二十七万ドルに減ずるに当たつて適用した割引率であった。

本仲裁裁判所は、リビアの国内法と一致するかぎりにおいて国際法たる契約準拠法を考慮に入れる。

リビア民法三九条によれば、

「債務の対象が金錢でその額が請求時に確定しており、かつ債務者がその支払いを遅滞した場合、債務者は債権

者に対する同遲滞の補償として民事の場合に利率四パーセント、商事の場合利率五パーセントの利子を支払わなければならない。契約なしし商慣習が別段の日を定めていないかぎり、この利子は裁判所の命令の日から発生する。ただし、法律が別段の規定をしていないことを条件とする。」

この原則は最近のリビアの制定法における傾向に照らして適用されなければならない。この傾向はイスラーム法の諸原則とも符合している。イスラーム教の世界において、高利の(ribâ)利子は禁止されている。

この傾向と衡平上の法的一般原則に準拠し、かつ原告がその評価に適用した割引率を考慮に入れて、本仲裁裁判所は請求された利子が高利(ribâ)ではなく、上述の割引率の代價的等価とみなすのが正当かつ衡平であるとの結論に到達した。しかし一般法上、損害賠償の利子は額の確定している金錢の請求について支払われるのであり(上述のリビア民法)、司法的確認前の確定されない損害賠償については発生しない。したがつて、本裁判所は本判断の日における損害賠償の最終的な査定の時点からのみそれを適用しなければならない。

本裁判所はこの利子に加えて、仲裁費用の問題も検討した。

リビア民事訴訟法二八四条はこの点次のように規定している。

「訴訟当事者のいずれかがその請求において敗訴した場合、各当事者が支払った費用を各自負担するか、同費用が裁判所の判断にしたがつて当事者間に割り当てるか、か、または一方の当事者がすべての費用を負担することを命令されるかが裁定される。」

さらに、一九五五年と一九六五年のリビア石油法付則第二に基づくコンセッション協定第二八条八項は次のように規定している。

「仲裁の費用は、仲裁判断において定められる割合と方法において上述の両当事者によって分担される。」

上述の諸規定に準拠しつつ本件の諸事情を考慮して、本仲裁裁判所は総額二十万三千ドル(米国ドル)を原告の費用として裁定するのが正当であると考える。

- 1 一九六六年に改定されたリビアン・アメリカン石油会社とリビアの間の一九五五年コンセッション協定一六、一七、二〇は契約としての性格を有し、同契約の準拠法によつて規律される。そして上述の協定第二八条七項によれば、それは第一に国際法と一致するリビア法であり、補足的には法的一般原則である。この点、リビア法とはリビアの制定法、イスラーム法、慣習、自然法ならびに衡平を含む。
- 2 上述の準拠法によれば、コンセッション協定第二八条の仲裁条項は有効であり、コンセッションの諸権利の国有化後も拘束力を有する。
- 3 上述のコンセッションにおけるリビアン・アメリカン石油会社の二五・五パーセント利益を国有化した一九七三年と一九七四年のリビアのデクレから生ずる紛争は、上述の条項に基づき仲裁に付託することができる。そして、同条項に基づいて設立された本仲裁裁判所は上述の紛争の排他的な管轄権を有する。

第四部 結 論

本仲裁裁判所は上記の諸事実と証拠と法律に関する考察から次の結論に到達した。

他方、本仲裁裁判所は次の法的諸命題が契約の準拠法によつて規定された国内法と国際法の双方によつて承認されると考へる。

- 1 コンセッションの諸権利の無体財産を含む財産権は、その社会的機能と公共福祉の要件に服することを条件として原則的に不可侵である。
- 2 コンセッション協定を含む契約は契約当事者の法を構成し、当事者はそれによつて相互に拘束される。
- 3 国家がその天然の富と資源を国有化する権利は主権的であり、コンセッション協定の期限前の終了については補償義務に服することを条件とする。

4 コンセッションの期限前においてもコンセッションの諸権利の国有化は、無差別で不法行為を伴わないかぎりそれ自体不法ではなく、不法行為を構成しないが、上述のコンセッション協定の期限前の終了についてはコンセシヨネアに対する補償を支払う責任原因を構成する。

申し立てられている国有化措置の差別的性格を十分に証明する決定的証拠は存在していない。したがつて正当な補償がコンセシヨネアに支払われるならば、これらの措置は不法行為を構成しない。

かかる補償は本紛争において支払われていない。したがつて、リビアン・アメリカン石油会社は法的に仲裁によつてその救済を求める権利を有する。

リビアン・アメリカン石油会社の国有化された諸権利に対するリビアの権原の無効を宣言する宣言的判断の救済と同社が主たる救済として請求した原状回復は、一般に行われている国際的実行と強制執行の実際上の不可能性の故に却下されなければならない。

さらに、上述の救済は国家主権の原則、特に国有化措置を含む「主権の無咎責」の争うべからざる終局性を侵害するところがある。

リビアン・アメリカン石油会社が代替的に請求した補償の救済について、本仲裁裁判所は原告が法的にかかる補償を受ける権利を有すると考える。なぜなら原状回復が不可能である場合、それに代わる救済を認めることは契約の期限前の終了の場合に回避しえないからである。

リビアン・アメリカン石油会社が生じた損害を受ける権利を有することにいかなる疑いも存在しない。そして、その損害は同社が所有し、かつコンセッション協定第二六条によりコンセッションの終了時に回復する権利を有する、国有化さ

れた物的プラントと設備の価額に相当する。

リビアン・アメリカン石油会社は、コンセッショニ一七と
一〇における利益の損失 (lucrum cessante) に相当する、
国有化されたコンセッショーンの諸権利の価額についても補償
を請求している。

上述の補償の決定については、リビアの国内法や国際法な
らびに実行の原則的一致に関する決定的な証拠が存在してい
ない。

そのような場合には上述の契約準拠法に従つて、国際裁判
所が適用する法の一般原則、特に衡平の原則が言及されなけ
ればならない。

本仲裁裁判所はこの原則を考慮に入れ、本紛争における損
害賠償の評価規準として「衡平上の補償」方式を採用するの
が正当かつ合理的であるという結論に到達した。ただし、伝
統的な「事前の十分かつ実効的な補償」方式は依然としてか
かる評価の実際的な指針となる。

上述の衡平上の方式を適用して、本仲裁裁判所はコンセッ
ショニ一〇 (ラグバ油田) におけるリビアン・アメリカン石
油会社のショアの価額を上述の総額六千六百万ドルと評価し、
物的プラントと設備を除くコンセッショニ一七 (マブルク油

田) の請求と利子の請求を却下することに決定した。

したがつて本仲裁裁判所は以上の諸事実と理由に基づき、
被告リビアアラブ共和国が原告リビアン・アメリカン石油会
社に対して次の総額を米国ドルで支払うことを裁定する。

1 物的プラントと設備の損失に関する補償として

一千三百八十八万二千六百七十七ドル

2 コンセッショニ一〇のラグバ油田におけるコンセッシ
ョンの諸権利の損失に関する衡平上の補償として

六十六百万ドル

3 原告の仲裁費用に対する被告の分担額として

二十万三千ドル

4 本判断の日から金額の支払い日まで上述の総額につい
て付加される利率五パーセントの利子に代わる代償的補償

さらに、本仲裁判断はこの紛争に関する全請求の完全かつ
最終的な解決であり、その他の付加的ないし反対の請求はす
べて却下される。

(一九八一・一一)